

議案第20号

三宅町過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、三宅町過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり策定するものとする。

令和8年3月3日提出
三宅町長 森田浩司

三宅町過疎地域持続的発展計画

【令和8年度～令和12年度】

令和8年3月

奈良県 三宅町

目 次

1. 基本的な事項	1
(1) 三宅町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
(3) 行財政の状況	9
(4) 地域の持続的発展の基本方針	11
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	15
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	16
(7) 計画期間	16
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	16
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	17
(1) 現況と問題点	17
(2) その対策	17
(3) 計画	18
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	19
3. 産業の振興	20
(1) 現況と問題点	20
(2) その対策	21
(3) 計画	23
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	23
4. 地域における情報化	24
(1) 現況と問題点	24
(2) その対策	24
(3) 計画	25
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	25
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	26
(1) 現況と問題点	26
(2) その対策	26
(3) 計画	27
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	27
6. 生活環境の整備	28

(1) 現況と問題点	28
(2) その対策	29
(3) 計画	31
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	31
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	32
(1) 現況と問題点	32
(2) その対策	33
(3) 計画	38
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	38
8. 医療の確保	39
(1) 現況と問題点	39
(2) その対策	39
(3) 計画	40
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	40
9. 教育の振興	41
(1) 現況と問題点	41
(2) その対策	42
(3) 計画	45
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	45
10. 地域文化の振興等	46
(1) 現況と問題点	46
(2) その対策	47
(3) 公共施設等総合管理計画との整合	47
11. 再生可能エネルギーの利用の推進	48
(1) 現況と問題点	48
(2) その対策	48
(3) 公共施設等総合管理計画との整合	48
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	49
(1) 現況と問題点	49
(2) その対策	50
(3) 計画	52
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	52

1. 基本的な事項

(1) 三宅町の概況

(ア) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

○町の沿革

本町は昭和40年頃より、石見・屏風地域において住宅団地建設が進み人口が急増したこともあり、昭和49年4月1日に町制を施行し、「三宅村」から「三宅町」になりました。

○自然的条件・位置

本町は、東側と南側は田原本町、北は天理市と川西町、西は河合町と広陵町に接しており、奈良盆地の中央部に位置し、東西約3.4km、南北約2.0km、面積4.06km²と奈良県で最も小さなまちであり、全国でも2番目に小さいコンパクトなまちとなっています。霊峰金剛・葛城の山並みを望み、飛鳥川・曾我川・寺川の肥沃な流域に拓けた緑豊かな自然環境に恵まれた田園地帯が広がる地域に位置しています。

○歴史的条件

本町は、「三宅の原」として古くから文化が開け、「太子道」や「三宅古墳群」など、往時を偲ぶ史跡が見られるとともに、豊かな生活文化が息づいており、伝統的文化のイメージがあふれています。

本町の歴史は遠く古代にまでさかのぼり、弥生時代には稲作を行うようになり、治水や豊作を祈願する祭器や埴輪を制作する工房及び屯田司や在地豪族のものと思われる周濠を持つ前方後円墳の遺跡が町内に数多く存在します。また、まちの中央には、万葉の往時を偲ぶ道として聖徳太子ゆかりの「太子道」が南北に走っています。さらに、大化の改新により奈良盆地に条理制が施行されましたが、本町域もその一部に含まれ、その名残は今もなお広範囲に残っています。その後、中世・近世においても、稲作を中心とした農業が盛んに行われ、今日においても環濠集落や社寺林などの歴史的環境、河川、ため池の水辺環境、田や畑の田園的環境に恵まれるなど、憩いとやすらぎを与える環境が備わっています。

○社会的条件

交通アクセスは、令和2年3月の京奈和自動車道三宅1.0の開通により飛躍的に向上しています。車で奈良市まで約30分、大阪・京都まで約1時間、名古屋まで約2時間30分の立地環境になり、今後の整備により和歌山にも直結することとなります。さらに、都市計画道路大和郡山川西三宅線の整備により、三宅1.0を取り巻く環境のさらなる充実が見込まれます。

鉄道においては、町内の近鉄橿原線石見駅、近鉄田原本線但馬駅の2駅に加えて、隣接する町の近鉄橿原線結崎駅（川西町）、近鉄田原本線黒田駅（田原本町）の2駅も徒歩圏内となっており、恵まれた交通網環境にあります。

○経済的条件

本町は奈良盆地の肥沃な耕作地を有することから、豊かな農産物が生産されています。また、地場産業である革製品製造業、特に、野球グローブ・ミット・スパイクなどのスポーツ用品は地域ブランドとなっており、その品質の高さは全国から注目を集めています。

しかしながら、生産年齢人口の減少が続いており、近い将来地場産業の担い手が不足していくことが想定されます。奈良県と連携した工業ゾーン創出プロジェクトによる企業の誘致とともに、町内企業の事業拡大や地場産業の振興を促し、就労環境を向上させることで、地域の活性化を促す必要があり、さらに、若者や女性をはじめとする労働力を確保するとともに、本町で働くことの魅力を発信することで移住・定住を促し、まちの活力創出につなげることが重要です。

(イ) 過疎の状況

○人口の動向

三宅町の総人口は、昭和40年の国勢調査では5,363人であったのが、町内で石見団地・屏風団地・高杉団地が造成された影響もあり、昭和50年には7,854人となり、さらに平成2年においては8,620人まで増加しました。しかし、バブル経済後の平成7年国勢調査では8,584人と減少に転じ、令和2年国勢調査では6,439人まで減少しています。年齢3区分別でも、年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)については平成2年以降ともに減少が続いています。それに対し老年人口(65歳以上)は平均余命が延びたことから増加が続いています。高齢化率(人口に占める65歳以上人口の割合)は令和元年で36.2%と、3人に1人が高齢者となっており、進行する人口減少及び少子高齢化への対策と的確な施策が急務であります。

近年の三宅町の課題は、20、30代男女の流出超過である。高校卒業後世代を中心に流出が始まり、40代前半まで流出傾向が続いている。

また、男性より女性の方が多く流出しており、結婚・出産年齢女性の流出超過が、少子化を呼ぶといった悪循環が始まることが懸念され、「結婚・出産・子育て」の各段階に応じた切れ目のない支援体制が必要であります。

○これまでの過疎法に基づくものも含めた対策

本町は平成29年度に過疎指定を受けてから令和7年度まで過疎地域脱却に向けて各分野において様々な取り組みを行ってきました。主な取り組みは下記の通りです。

- ・産業の振興 : 企業立地促進事業・グローブ100周年記念事業
- ・交通施設の整備 : 近鉄石見駅周辺整備事業・三宅1号線道路整備事業・街路灯LED化事業
- ・交通手段の確保 : 地域公共交通事業
- ・生活環境の整備 : まるごと町ごとハザードマップ作成事業
- ・保健・福祉の向上 : 子育て応援事業・各種医療費助成事業
- ・教育の振興 : 三宅小学校空調設備設置事業、未来の学校プロジェクト、
- ・その他 : 交流まちづくりセンター(MiMo)整備事業・移住定住促進事業、文化財保護

○現在の課題

三宅町の抱える現在の課題については、令和2年度の第2期三宅町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定過程において、住民ミーティング・職員アンケート等を実施し、課題の洗い出しと整理を行いました。

- ・【まちの課題】 耕作放棄地の増加や公園の手入れが行き届いていないなど「まち」の環境を守る担い手不足、空き家の増加、道路（悪路）の整備
- ・【ひとの課題】 ボランティア等の活動をする人の高齢化や固定化、世代を超えた交流不足
- ・【しごとの課題】 地場産業の担い手不足や地域内での仕事の少なさ、若者の流出
- ・【共通の課題】 町内外への情報発信・情報共有不足

○過疎化の主な要因と今後の見通し

本町における人口減少の主な要因は、出生率の低下による自然減と転出過剰による社会減が考えられます。出生率の減少は、未婚率の増加や晩婚化、さらには町内全体の高齢化や町外への流出による若者世代の減少が引き金となっており、各家庭の経済状況が厳しくなるなどの社会情勢も合わさり、出生率の減少に拍車をかけています。また、転出過剰については、本町での働き口が少ないこともあり、働き口のある都市部への転出が大きな一因となっています。こうしたことから、本町で進行している人口減少が本町経済に対し、町民の経済力の低下とともに、「若者の雇用状況の悪化」につながり、高齢化の進展もあいまって、地域における社会基盤の維持が困難な状況にあります。このように本町では、「人口減少」が「地域経済の縮小」を招き、さらに「地域経済の縮小」が「若者雇用状況の悪化」を招き、「若者の雇用状況の悪化」がさらなる「人口減少」を加速させる負の連鎖に陥っています。

今後、この過疎地域持続的発展特別措置法に基づいて、持続可能な地域社会の形成を図っていくためには、生活基盤の整備を引き続き行うとともに、子育て・福祉の充実、雇用創出のための企業誘致・地場産業の活性化、本町の魅力の情報発信を行い、魅力ある都市環境や子どもを産み育てやすい環境づくりと合わせ、高齢者の生きがいと社会参加の基盤づくりを推進するなど持続的発展のための様々な施策を講じ、人口減少幅を最小限に留め、過疎地域からの脱却を図るとともに、20年後のまちの将来像「自分らしくハッピーにスモール（住もうる）タウン」の実現に向けて、住民の幸せ度 No.1 の自治体を目指します。

(2) 人口及び産業の推移と動向

三宅町では人口のピークを迎える平成2年の国勢調査人口と令和2年の国勢調査人口を比べると、30年間に2,181人、25.3%の減少となっています。特に、平成7年頃までは微減でありましたが、平成10年頃から緩やかに減少が続き、平成22年以降は1年間に約50～100人のペースで減少が続いています。

地区別の人口推移を見ると、昭和40年頃に団地の開発が行われた伴堂1丁目・2丁目、屏風、東屏風、石見地区では、開発を機に人口が急激に増加しましたが、団地造成とともに若くして移り住まれた住民が、現在では高齢者になられています。町内すべての地区において、減少傾向にあるのが現状です。

年齢階層別人口を見ると、0歳から14歳までの年少人口と15歳から29歳までの若年人口が大幅に減少し、65歳以上の老年人口が大幅に増加しています。平成2年から令和2年までの30年間で、年少人口は55.8%、生産年齢人口は43.5%減少しています。一方で、65歳以上の老年人口は、125.9%増加しています。平成12年頃までは、人口の構成比率で若年者比率が高齢者比率を上回っていましたが、平成17年には両者の比率が逆転し、令和2年には高齢者比率が36.1%という状況になっています。人口減少による過疎化に加え、少子高齢化が急速に進んでいることがわかります。

三宅町の産業の推移については、農業などの第1次産業は昭和40年の612人をピークに減少傾向にあり、令和2年の国勢調査で62人となっています。製造業・建設業などの第2次産業も平成2年の1,903人をピークに減少傾向に転じており、令和2年の国勢調査で832人となっています。第1次産業及び第2次産業は担い手不足からの衰退が進んでおり、雇用機会が減少するなど地域の活力低下につながるものが懸念されています。その一方で、サービス業などの第3次産業は時代の移り変わりによって、人々の嗜好が多様化していく中で、より豊かなサービスを求めるようになったことも影響し、就業者数は増加傾向にあります。

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

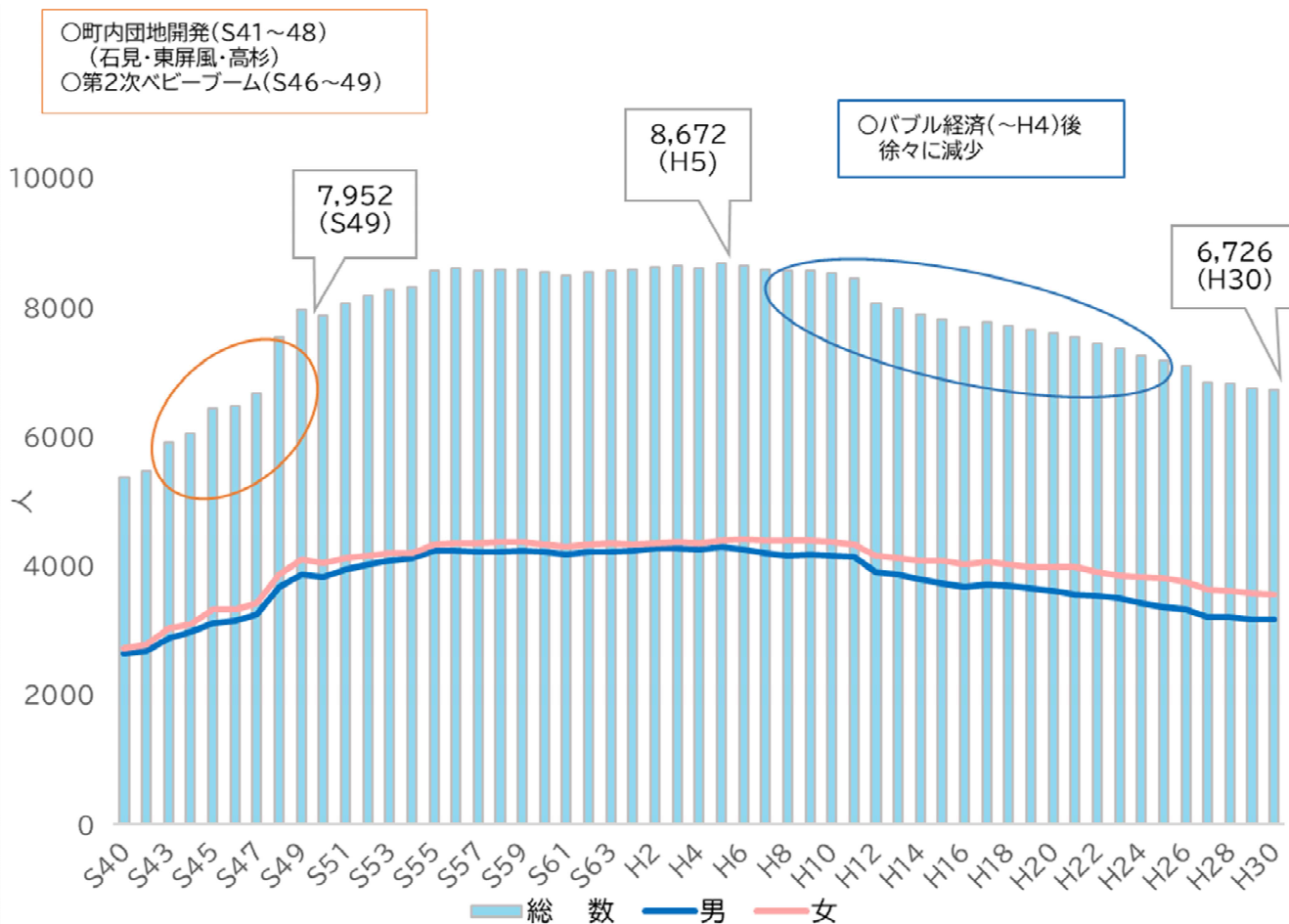
区 分	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率
総 数	5,363	-	6,430	19.9%	7,853	22.1%	8,560	9.0%
0 歳～14 歳	1,290	-	1,561	21.0%	2,112	35.3%	2,106	△0.3%
15 歳～64 歳	4,845	-	4,470	△7.7%	5,187	16.0%	5,704	10.0%
うち 15 歳～29 歳(a)	1,699	-	1,796	5.7%	1,694	△5.7%	1,772	△1.5%
65 歳以上 (b)	294	-	399	35.7%	554	38.8%	750	35.4%
(a)/総数 若年者比率	32%	-	28%	-	22%	-	19%	-
(b)/総数 高齢者比率	5%	-	6%	-	7%	-	9%	-

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	実数(人)	増減率	実数(人)	実数(人)	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率
総 数	8,536	△0.3%	8,620	1.0%	8,584	△0.4%	8,047	△6.3%
0 歳～14 歳	1,742	△17.3%	1,398	△19.7%	1,270	△9.2%	1,099	△13.5%
15 歳～64 歳	5,906	3.5%	6,075	2.9%	5,978	△1.6%	5,729	△4.2%
うち 15 歳～29 歳(a)	1,772	6.2%	1,951	10.1%	1,816	△6.9%	1,616	△11.0%
65 歳以上 (b)	888	18.4%	1,021	15.0%	1,226	20.1%	1,450	18.3%
(a)/総数 若年者比率	21%	-	23%	-	21%	-	20%	-
(b)/総数 高齢者比率	10%	-	12%	-	14%	-	18%	-

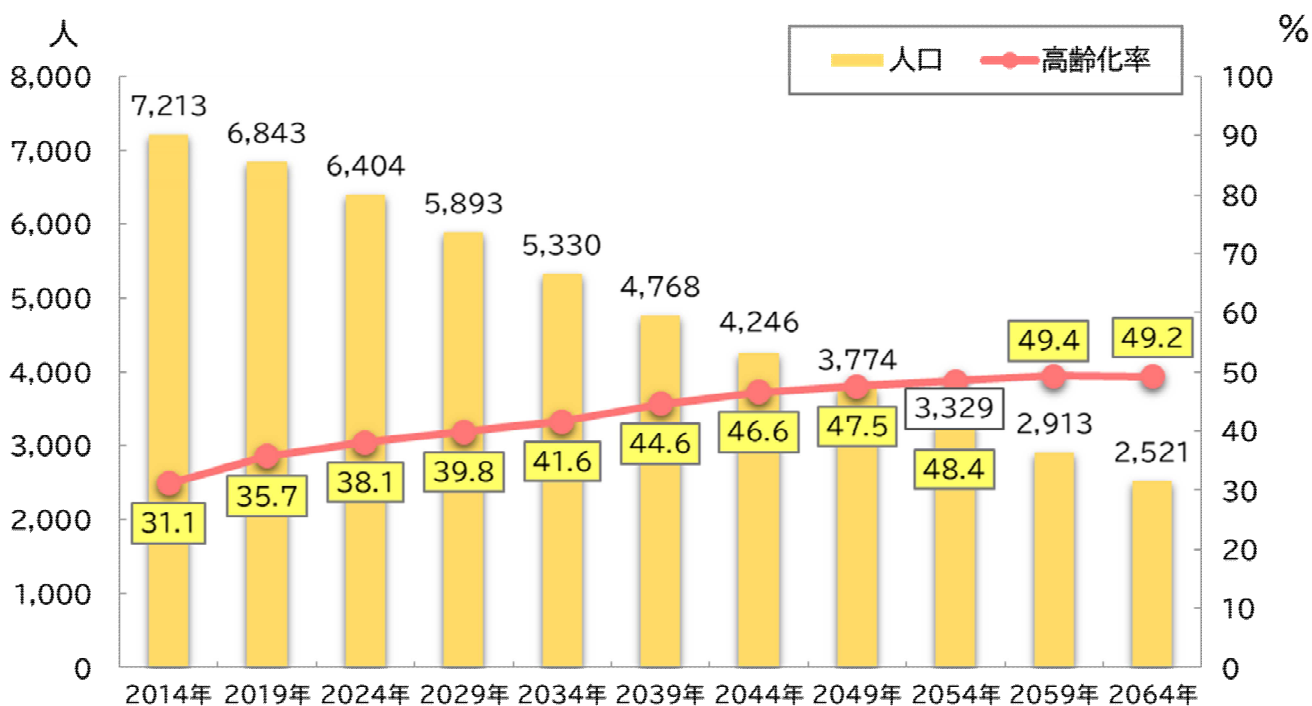
区 分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率
総 数	7,764	△3.5%	7,440	△4.2%	6,836	△8.1%	6,439	△5.8%
0 歳～14 歳	934	△15.0%	829	△11.2%	701	△15.4%	632	△9.8%
15 歳～64 歳	5,174	△9.7%	4,696	△9.2%	3,885	△17.3%	3,475	△10.5%
うち 15 歳～29 歳(a)	1,327	△17.9%	1,177	△11.3%	935	△20.6%	788	△15.7%
65 歳以上 (b)	1,739	19.9%	2,043	17.5%	2,250	10.1%	2,330	3.5%
(a)/総数 若年者比率	17%	-	16%	-	14%	-	12%	-
(b)/総数 高齢者比率	22%	-	27%	-	33%	-	36%	-

表1-1 (2) 人口の見通し (三宅町人口ビジョン (令和3年3月改訂))

【本町の人口推移】



【過去5年間 (2014-2019) の人口動態が続いた場合の人口推移】



【人口減少対策への施策を実施することで下記数値を達成した上での将来展望人口】

1. 【移住】

- ・30代前半夫婦+4歳以下の子ども1人:6世帯(18人)
 - ・20代前半夫婦:3世帯(6人)
 - ・60代前半夫婦(定年退職者):1世帯(2人)
- 上記10世帯(計26人)が毎年定住していく(1自治会=1世帯)

2. 【人口流出】

- ・10代後半から20代前半の流出率:現状キープ
(男子8%・女子9%)

3. 【合計特殊出生率】※

- ・段階的に上昇:現在1.23→2044年に2.07
2024年(1.37)→2029年(1.59)→2034年(1.80)→2039年(1.94)→2044年(2.07)

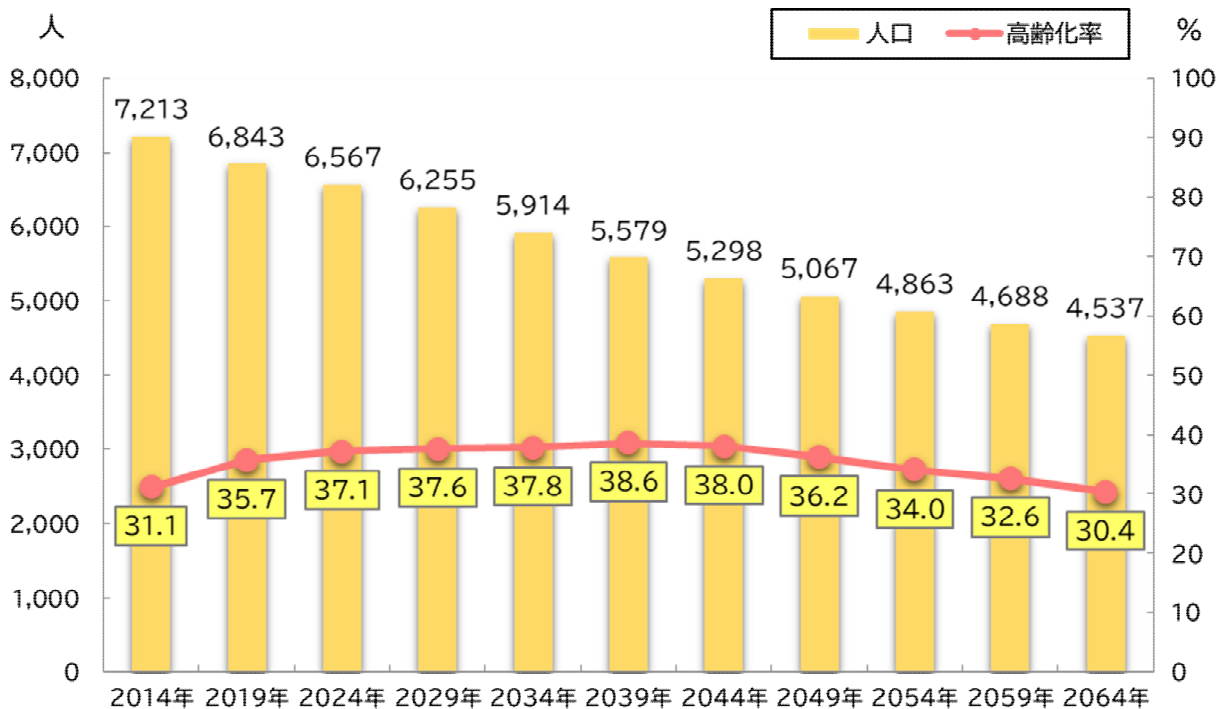


表1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数 (人)	2,766	20.3%	3,142	13.6%	3,347	6.5%	3,707	10.8%
第一次産業 就業人口比率 (%)	612	19.1%	571	△6.7%	247	△56.7%	180	△27.1%
第二次産業 就業人口比率 (%)	1,491	20.0%	1,722	15.5%	1,696	△1.5%	1,785	5.2%
第三次産業 就業人口比率 (%)	659	21.4%	843	27.9%	1,391	65.0%	1,709	22.9%

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数 (人)	3,792	2.3%	4,009	5.7%	4,090	2.0%	3,773	△7.8%
第一次産業 就業人口比率 (%)	156	△13.3%	96	△38.5%	101	5.2%	95	△5.9%
第二次産業 就業人口比率 (%)	1,825	2.2%	1,903	4.3%	1,716	△9.8%	1,450	△15.5%
第三次産業 就業人口比率 (%)	1,780	4.2%	1,986	11.6%	2,269	14.2%	2,227	△1.9%

区 分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数 (人)	3,479	△7.8%	3,124	△10.2%	3,025	△3.2%	2,836	△6.2%
第一次産業 就業人口比率 (%)	84	△11.6%	48	△42.9%	64	33.3%	62	△3.1%
第二次産業 就業人口比率 (%)	1,200	△17.2%	969	△19.3%	886	△8.6%	832	△6.0%
第三次産業 就業人口比率 (%)	2,187	△1.8%	1,962	△10.3%	1,963	0.1%	1,927	△1.8%

※産業区分の分類が出来ないものがあるため、100%にはなりません。

(3) 行財政の状況

普通会計の令和6年度決算は、歳入総額4,904,754千円、歳出総額4,550,813千円で歳入歳出差引額は353,942千円、実質収支は259,447千円です。国や県の補助金の積極的な確保を行った上で、過疎対策事業債を有効的に活用し、町の一般財源を最小限に抑えながら、高い行政サービスの充実を図れるように取り組んでいます。しかし、人口減少の影響等により町税は減少傾向にあり、ふるさと納税やクラウドファンディングのように外部からの資金調達に積極的に取り組み、自主財源を確保することが課題となっています。

財政指標の状況では、経常収支比率が平成21年度で101.6%と高い状態が続き、財政状況としては良い状態ではありませんでしたが、平成18年度より続く集中改革プランにおいて、各種事務事業の見直し、定員管理の適正化、給与等の適正化、民間委託の推進、経費節減等により、歳出削減・歳入確保に取り組んできました。その効果により、平成27年度には82.8%、令和6年度には87.8%と90%を下回る状態となっています。実質公債費比率についても、令和2年度で2.3%、令和6年度で9.8%と健全な財政状態を維持しています。しかし、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の整備・長寿命化、さらには複合施設整備や三宅小学校の建て替え、関係インフラ整備など大規模事業の公債費が今後増加することが予想されるため、今後も徹底した事務事業の見直しと歳出削減により健全な財政基盤を確立していく必要があります。

表1-2 (1) 市町村財政の状況

区 分	平成27年度	令和2年度	令和6年度
歳入総額 A	3,988,714	5,172,340	4,904,755
一般財源	2,627,982	2,565,135	2,917,215
国庫支出金	457,742	1,253,817	558,215
都道府県支出金	238,012	191,094	218,724
地方債	271,878	866,705	462,398
うち過疎債	0	693,900	435,500
その他	393,100	295,589	748,203
歳出総額 B	3,832,935	4,955,431	4,550,813
義務的経費	1,581,459	1,559,991	2,601,895
投資的経費	489,845	1,003,455	229,404
うち普通建設事業	489,845	1,003,455	229,404
その他	1,761,631	2,391,985	1,719,514
過疎対策事業費	0	40,717	132,558
歳入歳出差引額C (A-B)	155,779	216,909	353,942
翌年度へ繰越すべき財源D	30,206	66,414	94,495
実質収支 C-D	125,573	150,495	259,447
財政力指数	0.29	0.31	0.26
公債費負担比率	10.7	12.8	13.5
実質公債費比率	2.3	10.2	9.8
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	82.8	86.1	87.8
将来負担比率	16.0	27.6	▲5.1
地方債現在高	3,033,857	3,684,359	3,410,724

表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	平成27年度末	令和2年度末	令和6年度末
市町村道			
改良率 (%)	24.7%	25.2%	25.5%
舗装率 (%)	94.4%	94.4%	94.4%
農道			
延長 (m)	890	890	890
耕地1ha当たり農道延長 (m)	—		
林道			
延長 (m)	0		
林野1ha当たり林道延長 (m)	—		
水道普及率 (%)	100%	100%	100%
水洗化率 (%)	95.5%	94.9%	94.3%
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	0		

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町の持続的発展を図る上において、町の定める総合計画を基本理念とし、地方創生と人口減少の抑制を目的とした総合戦略等の既存計画との整合を図りながら、以下に示す6項目を基本方針と定めます。

(ア) 子どもの「笑顔」はみんなの元気 ～子育て～

本町の充実した子育て環境に磨きをかけ、子どもの健やかな育ちと子育てを地域や社会全体で支えることにより、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めます。また、町の未来を担う子どもの豊かな心と健やかな体を育むとともに、多様な体験活動の充実に努めます。

①子育て支援を充実する

安心して子どもを産み、育てることができる環境のさらなる充実を図るとともに積極的にPRすることで、子育てファミリーの転入を促します。

②就学前教育・保育を充実する

幼稚園における教育・保育の質の向上に取り組むとともに、地域との連携を図った就学前教育を展開し、きめ細かなサービスの提供に努めます。

③特色ある学校教育を展開する

児童・生徒の学力や生きる力の向上に向けて取り組むとともに、学校・家庭・地域社会等との連携を図った教育を展開し、教育環境の充実に努めます。

④青少年の健全育成を推進する

家庭、学校や地域の連携を強化し、地域ぐるみで青少年の非行・被害防止及び健全育成を図る取り組みを推進します。

(イ) あったらしいなを「カタチ」にする ～産業～

本町を取り巻く交通網のさらなる充実を好機と捉え、企業誘致の実現をめざした取り組みを推進します。また、町の伝統ある製造業をはじめとする地場産業の活性化や、本町の特色ある農業の振興を図るなど、雇用の創出に取り組みます。

①企業誘致を実現する

奈良県との連携による工業ゾーン創出プロジェクトを推進し、企業誘致の実現に向けて取り組みます。そのため、交通の利便性のさらなる向上や、道路、上下水道等のインフラ整備を進めます。そのことにより、若者をはじめとする地域の雇用を確保し、活力とにぎわいを創出するまちをめざします。

②商工業の振興を図る

本町の特色ある地場産業の活性化に取り組み、地域経済の底上げを図るとともに、各種団体との連携を行い、商工業の振興を図ります。

③農業の振興を図る

本町の特産品育成品目及び特別栽培米の普及と高付加価値化を図り「三宅ブランド」の確立に努めます。また、農業の担い手の確保・育成に取り組むなど、持続的な農業の振興を図ります。

(ウ) みんないきいき「支え合う」まち ～福祉～

本町に住むだれもが安心して暮らせる地域の実現に向けて、健康・福祉のさらなる充実に取り組むとともに、地域住民が助け合い、支え合いながら、健やかでぬくもりのあるまちづくりを進めます。

①保健・医療を充実する

だれもが十分な医療を受けられるよう、近隣の医療機関並びに市町村医師会等との連携を図り、医療環境の向上に努めます。また、住民の健康意識の啓発を図り、各種健診の受診を促し、生活習慣病の予防に取り組めます。

②健康づくりを推進する

すべての住民が生涯健康に過ごすことができるよう、取り組みの充実を図ります。また、食育を通じた健康意識の向上に取り組めます。

③地域福祉を充実する

地域住民同士で支え合う意識の啓発・向上に向けた取り組みを充実するとともに、地域福祉の担い手であるボランティアや団体の育成・支援を行います。

④高齢者福祉を充実する

高齢者の介護予防を支援しつつ、地域で見守り、支え合う意識を育み、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

⑤障害者福祉を充実する

障がいのある人への理解を促す情報発信に努めるとともに、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援を行います。

(エ) みんなの「学びたい」をかなえる ～地域教育～

だれもが気軽に学ぶことができ、スポーツに取り組むことができる環境整備を推進するとともに、活動を通じた世代間交流を促進します。また、地域ぐるみの学び合いを進め、本町の歴史・文化の保存・継承に取り組めます。さらに、人権擁護や男女共同参画を進めるなど、住民相互の理解促進に努めます。

①生涯学習を充実する

幅広い年齢層の住民の多様な学習ニーズに対応するなど、生涯学習活動のさらなる充実を図ります。また、さまざまな学習団体の育成・支援に取り組めます。

②生涯スポーツを充実する

より多くの住民がスポーツに親しむことができるよう、スポーツ活動の充実・普及に向けた取り組みを進めるとともに、さまざまなスポーツ団体や指導者の育成を図ります。

③歴史・文化を保全・継承する

三宅古墳群をはじめとする、町内の歴史・文化財の適切な保全を図るとともに、観光資源としての活用方策などを検討します。また、ボランティア団体等の支援を進め、三宅文化の継承を図ることで郷土への愛着を育み、町内外のさらなる交流を促します。

④人権意識を向上する

人権意識の向上のため、各種団体との連携の強化を図り、人権を尊重し合えるまちづくりを進めます。

⑤男女共同参画社会を実現する

男女共同参画に関する学習機会の確保や啓発活動の推進により、男女共同参画意識の向上に努めます。

(オ) 日々の暮らしに「潤い」を ～安心・安全、生活基盤～

甚大化する災害から住民の生命と財産を守るため、防災体制の充実に努めるとともに、防犯・交通安全意識の向上に取り組み、安心・安全の確保を進めます。また、周辺環境と調和した快適な生活基盤の整備による利便性向上を図り、快適なまちづくりを進めます。

①災害に強いまちを実現する

住民のさらなる防災意識の向上を図るとともに、地域との連携を強化した防災対策を充実します。

②防犯・交通安全を充実する

防犯意識、交通安全意識の向上に取り組み、安全・安心なまちづくりを進めます。また、地域の実情に即した安全対策を進めます。

③交通体系を充実する

町内道路の利便性向上に向けて取り組みます。また、県との連携による近鉄石見駅前の周辺整備により、町内全体のにぎわいの創出につなげていきます。

④住環境を整備する

町内への定住を促進するとともに、町営住宅の適切な管理・運営を進めます。さらに、近年増加傾向にある空き家等についての適切な対策を講じます。

⑤上下水道を適切に維持・管理する

上下水道の適切な維持・管理に努めるとともに、上水道の広域化に向けた取り組みを進めることで安定した水の供給を行います。

⑥環境と調和した暮らしを推進する

住民や各種団体、行政等の連携を強化し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）によるゴミの減量化を図り、環境保全活動や環境への負荷抑制に取り組みます。

(カ) みんなで創る三宅の「ミライ」 ～協働・行財政～

住民と行政が、さまざまな分野において情報と価値観を共有し、適切な役割分担のもとで協働を推進し、複雑多様化する地域課題の解決に取り組みます。また、質の高い行政サービスの実現に取り組みつつ、健全な財政運営を進めます。さらに、行政による積極的な情報発信に努めるとともに、町単独で解決が困難な課題については周辺自治体等と連携を図り、より効率的な課題解決に取り組みます。

①協働のまちづくりを推進する

協働に関する意識啓発を行うとともに、住民と行政の対話の充実を図ります。また、各種団体が主体的な活動を行えるよう支援等を行います。

②行政サービスを充実する

複雑多様化する住民ニーズに対応するため、適切な評価・検証に基づいた、効率的かつ効果的な行政運営を推進します。また、職員の意識と資質の向上を図るとともに、適切な組織管理を行うなど、行政サービスの充実を図ります。

③健全な財政運営を行う

持続可能な財政を運営するために、財源の確保と行政改革を進めます。また、中長期的な財政見通しによる計画的で健全な財政運営を推進します。

④情報発信を充実する

さまざまな情報の受け手側を意識しながら、わかりやすく、より効果的な情報伝達手段での情報発信を行います。

⑤広域行政を進める

県や近隣市町村、関係機関との連携を強化することで、まちづくりにおける分野ごとの振興を一層図るとともに共通課題を解決するなど、効果的な取り組みを行います。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

持続的発展のために目指すべき本町の基本目標は、三宅ビジョンで示している20年後のまちの将来像を目標とします。

『自分らしくハッピーにスモール（住もうる）タウン三宅町』

※次世代につながる仕事があり、まちぐるみで子どもが育てられ、ひともまちも元気になる仕組みがあり、まちの情報が発信・共有され町民のシビックプライドが高いまちを目指します。

本計画の具体的な目標値については、下記のとおり第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価指標を準用しています。

評価指標	目標値
Mi iMo満足度	60%
まちの課題に取り組んだプロジェクト数	7件/年
地域おこし協力隊員数	延べ10人
住み続けたい	65%
転入者の平均	240人/（平均）
人・農地プラン策定数	延べ3件
Mi iMo等の活用した起業・創業数	延べ2件
三宅幼稚園の満足度	74%
シェアアプリの普及率（子育て世帯登録率）	70%
子育て世帯包括支援センター利用者数	2,470人/年
対話の場への参加者数	延べ400人/年
三宅町に愛着・誇りを感じている人の割合	78%
地域活動への参加	46%

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画を着実に推進するため、毎年度「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「見直し (Act)」を繰り返す「PDCA サイクル」の考え方に基づいた進行管理を行い、政策ごとに設定した成果指標の達成状況等について、評価を行います。評価結果を受け、計画の推進状況を踏まえて、取り組みの改善等今後の施策転換への反映を行います。

目指すべき目標・将来像が同じであることから、本計画の評価指標は、第2期三宅町まち・ひと・しごと総合戦略と同じ評価指標としています。そのため、本計画の効果検証についても、第2期三宅町まち・ひと・しごと総合戦略の効果検証を活用します。

検証に関しては、定量的な評価としての重要業績評価指標 (KPI) の検証結果だけでなく、各施策の実施プロセスや実施内容に関しても評価材料として示し、三宅町の状況に応じた定性的な視点も踏まえながら、住民、議会、産業、大学、県、金融機関、マスメディアなどの外部有識者により構成された三宅町地方創生推進委員会及び庁内組織である三宅町地方創生推進本部において評価・検証を実施していきます。

(7) 計画期間

本計画の期間は、令和8年3月31日から令和13年3月31日までの5年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本町では、町民一人当たりの公共建築物の面積は、県内他市町村や全国平均と比べても多く(全国・県平均の約1.3倍)なっていますが、三宅町は公共建築物の数そのものが少なく、元々削減できるような余剰はあまりない状況であると考えられます。

また、三宅町の公共建築物のうち、最も大きな割合を占めるのは「学校教育施設」であり、総面積の約24%を占めています。次いで面積が大きいのは「保健福祉施設」の約22%、公営住宅の約20%と続いており、この3用途だけで全体の6割以上を占めている状況です。削減の難しい用途が大部分を占めるという状況の中では、公共建築物の総面積を削減することは、極めて困難であると考えられます。

そのため、劣化・老朽化した建築物の廃止等、一定の公共施設の削減の検討を行う一方で、効率的な維持管理による施設の長寿命化、施設の複合化・多機能化や民間活力の導入による整備運営コストの削減など、中長期的視点での財政負担の軽減・平準化を図るための公共建築物の合理化を推進する必要があります。

本計画においても公共施設等総合管理計画の基本方針と整合を図りながら、公共建築物の合理化だけで対応するのではなく、歳入の確保や、歳出抑制をより厳しく行うなど、財政全体で適正に対応していきます。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

①移住・定住

令和2年度から移住定住施策に取り組み、一定の効果が得られています。しかしながら、今後は、転入者を増やすだけの移住定住施策から、地域とのつながり、まちづくりの担い手としてまちの仲間を増やす移住定住施策の充実を図っていきます。また、住民が町に愛着を持って住み続けることができるよう、快適で魅力のある安全で安心なまちづくりを進めるとともに、本町の特徴を活かした住環境を形成する必要があります。

②地域間交流

令和2年3月に天理市を中心とする「定住自立圏形成協定」を締結し、「大和まほろば広域定住自立圏共生ビジョン」に基づき圏域構成市町村と連携しています。さまざまな分野において、他自治体や民間機関等との連携による相互支援や交流を推進し、行政課題の解決を図っていきます。

また、一部事務組合により、医療や教育、環境衛生等の分野における広域事業を進めています。

さらに令和3年度オープンの三宅町交流まちづくりセンターMi iMoを中心に、関係人口を含めた町内外の多様な「つながり」づくりを進めていく必要があります。

③人材育成

令和3年度より住民、役場、企業、外部連携団体等を交流し、つないでいく役割を担うコミュニティプロデューサーを地域おこし協力隊として採用しています。地域に溶け込み、町内外の多様な人とつながりあうことで、関係人口を増やすとともに、ひとまちも元気になる取組みを育て、地域の課題解決を進める仕組みづくりを推進していく必要があります。

(2) その対策

①移住・定住

ア 住宅取得等の支援

○町外からの転入者に対して、本町での住宅取得に係る費用の助成、婚姻に伴う新生活の支援、東京圏からの移住・起業の支援を行うことで、移住・定住を促します。

○町内の住民に対しても、本町での住宅取得に係る費用の助成を行うことで転出抑制と定住を促します。

イ 空き家対策の推進

○移住・定住者の拡大に取り組むとともに、地域における空き家の有効活用を促進します。

ウ 情報発信の充実

○移住・定住促進のため、届けたい層に応じた戦略的な情報発信を進めていきます。

②地域間交流

ア 定住自立圏形成協定の推進

○天理市との定住自立圏形成協定を核とする「大和まほろば広域定住自立圏共生ビジョン」に基づき、教育や産業の振興、生活の利便性向上などを目的とした広域連携を推進します。

イ 三宅町交流まちづくりセンターMi iMo の活用

○Mi iMo を中心に、町の内外の交流をイベントやアプリを活用しながら活性化し、外部のノウハウを踏まえながら、まちづくり活動へと展開していきます。

○三宅町での交流・まちづくりをより活性化していくため、町内だけでは取り組みにくい地域の課題について、三宅町をまちの外から応援・支援し、地域や住民と一緒に取り組むなど町を元気にする関係人口の拡大を進めていきます。

ウ その他の連携の推進

○民間事業者や教育機関との連携協定に基づき、さまざまな分野において、公民連携の取組を推進していきます。

③人材育成

ア 外部人材の活用

○有能な民間人材の知見や才能、実績を活用することで、公民連携を促進させ、地方創生を推進していきます。また、外部人材と職員のスキルシェアによって相互のスキル向上を図っていきます。

イ 地域おこし協力隊の活用

○地域おこし協力隊を採用し、交流まちづくりセンターMi iMo をはじめ、まちづくりの担い手として本町で立ち上がる様々なプロジェクトの実現・推進を図っていきます。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1. 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発 展特別事業 移住・定住	移住定住促進事業（住宅取得支援分）	三宅町	
		移住定住促進事業（結婚新生活支援事業分）	三宅町	
		移住定住促進事業（就業・起業支援事業分）	三宅町	
	地域間交流 人材育成	交流まちづくりセンター運営費	三宅町	
		地域おこし協力隊活動補助金	三宅町	
		外部人材活用事業	三宅町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

三宅町公共施設等総合管理計画の基本方針である「公共建築物保有量の適正化」、「長寿命化の推進」、「維持管理費用の縮減」、「効率的な利活用の推進」との整合を図りながら、適正な公共施設の整備を実施します。

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

①企業誘致

令和2年3月に京奈和自動車道三宅Ⅰ．Cが開通したことにより、交通アクセスが飛躍的に向上しました。これを期に、三宅Ⅰ．C周辺及び都市計画道路大和郡山川西三宅線沿道の市街化調整区域を市街化区域に編入するなど、立地環境を整備し、商工業施設の誘致を行うことで経済の活性化、雇用の場を確保することを目的として、奈良県と連携し「工業ゾーン創出プロジェクト」を進めています。あわせて、関連施設の整備コスト縮減のため、効率的な取り組みを進めるとともに、農用地除外や農地転用等の課題解決を行う必要があります。

今後、本町ならではの都市アクセスに恵まれた産業用地を確保し、企業誘致により雇用機会を拡大し、本町の活力、にぎわいを創出していく必要があります。

②商工業

京奈和自動車道三宅Ⅰ．Cの供用開始や都市計画道路大和郡山川西三宅線の延伸などの交通インフラの充実により、京阪神及び中京方面とのアクセスが向上しています。一方で、消費力の低下による地域経済の疲弊、景気低迷による地場産業の競争力の低下が課題となっています。そのため、産業活動を活性化し、商工業従事者の就業意欲を高めるとともに、担い手の確保・育成を進める必要があります。さらに、地場産業の競争力強化や新たな事業の立ち上げ支援など、雇用創出に向けた取り組みが求められています。

③農業

全国的な高齢化や後継者不足による第1次産業の衰退とともに、農業従事者の就労意欲が低下しています。本町の第1次産業就業者は平成7年から減少が続いており、ほとんどが小規模の兼業農家となっています。また、耕作放棄地が拡大しているため、農地の集約化等に取り組むとともに、農地の多面的機能を発揮させる必要があります。さらに、担い手の確保と農産物の高付加価値化を両輪で取り組み、若い世代の移住・定住につながる観点から農業振興を図り、三宅町ならではの稼げる農業を創出することが求められています。

④観光

本町には、聖徳太子に由来する太子道などの歴史遺産があり、また、治水や豊作を祈願する埴輪や在地豪族のものと思われる周濠をもつ前方後円墳が多く存在します。

こういった歴史的遺産を観光資源として、本町を取り巻く市町村との広域連携により、新たな観光施策の展開が必要となります。

(2) その対策

①企業誘致

ア 産業用地の創出

- 奈良県と連携し、計画的に産業用地を確保するためデベロッパーの誘致を進めます。
- 周辺道路の改良・維持管理に努めるとともに、効果的な交通網の整備を行い、計画的な上下水道網の整備を進めます。
- 近鉄石見駅周辺地区のまちづくりにより、商業等生活利便施設及び医療や福祉機能の導入・誘致を進めます。
- 市街化調整区域を市街化区域に見直し、企業立地が円滑に進むよう調整を図ります。
- 企業誘致に向けた道路や上下水道などのインフラ整備を進めます。

イ 企業へのPRの推進

- 企業奨励金による事業拡大への支援を進めながら、三宅町の特性（農業、グローブ産業などの地場産業や、インターチェンジに隣接した立地など）を活かした誘致活動等による企業へのPRを行います。

ウ 雇用機会の創出

- 交通アクセスや上下水道整備の恵まれた立地環境、また、子育て支援等による暮らしやすさを魅力とした企業誘致により雇用機会を拡大し、安定した雇用の場を創出します。また、地域産業との連携強化を図り、産業振興を推進します。

②商工業

ア 地場産業の活性化

- 地域性のある独自の商品開発に向けた取り組みを支援するとともに、本町の各分野との連携・協働を促し、三宅ブランドの全国的な発信に取り組みます。また、グローブ発祥の地に関する産業資源を活用し、地場産業の活性化に向けた取り組みを推進します。
- 町内企業の技術力・競争力・販売力の強化、人材・後継者育成、経営の高度化などを支援することにより、地場産業の活性化を図ります。また、町内産業の担い手確保のための取り組みを支援します。
- 商工業の現状把握・調査分析を行い、商工業の担い手とともに商工業の今後のあり方を検討します。また、公民連携による商工業の活性化を推進していきます。

イ 各団体との連携強化

- 商工会をはじめとする関係団体との連携を図り、本町の地場産業であるグローブ・スパイクなど、本町の商工業品の積極的なPRを進めます。
- 各種関係団体との連携を強化し、商工業者のニーズの把握と支援を行い、販路開拓などの取り組みを支援します。

ウ 起業等の支援

- Mi iMo を起業家支援・育成の拠点として、奈良県をはじめとする関係団体と連携を図り、スタートアップを意識したスモールビジネスを展開していきます。

○Mi iMo のシェアキッチン（Mi iMo 食堂）やコワーキングカフェの運営を起点として、時代に応じた新たな働き方や仕事（起業・創業、既存企業）の支援を図っていきます。

③農業

ア 担い手の確保・育成・支援

- 特産物振興に関するセミナーを開催するなど、農業従事者の就業意欲を高めるとともに、新規農業者の確保に取り組むとともに、若い世代の担い手確保・育成を図ります。
- 農業の現状把握・調査分析を行い、農業の担い手とともに農業の今後のあり方を検討します。また、公民連携による農業の活性化を推進していきます。

イ 農産物の高付加価値化

- 三宅ブランドの特産品開発を支援することにより、農産物の高付加価値化を推進し、特産品の6次産業化に向けた加工品開発など、本町農産物の競争力強化を図ります。

ウ 生産環境の整備

- 農地の集約化及び保全を推進し、耕作放棄地の解消及び景観の維持を進めるとともに、農業用水の安定供給等により、安定した生産環境を創出し、農地の多面的機能の発揮につなげます。

④タウンプロモーション

- 本町への来訪者に町の魅力を周知するため、積極的な町内外へPR活動を展開し、観光客の誘致に向けて取り組みます。
- 太子道などの観光資源やグローブ発祥の地といわれる地場産業を活用し、本町の魅力を全国発信するため、タウンプロモーションを積極的に展開します。
- 三宅古墳群の発掘により、全国的にもまれな埴輪が出土されたことから、引き続き古墳群の発掘を実施し、歴史的遺産を観光資源として観光施策に取り組みます。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2. 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農業水路等長寿命化・防災減災事業	三宅町	
	(5) 企業誘致	工業ゾーン創出プロジェクトに伴う三宅 1号線道路整備事業	三宅町	
	(9) 観光又はレクリエ ーション	公園照明 LED 取替事業	三宅町	
	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 企業誘致	企業立地促進奨励金交付事業 工業ゾーン創出プロジェクトに伴う三宅 1号線道路整備事業	三宅町 三宅町	
	その他	公園長寿命化修繕計画（更新） ローカルスタートアップ事業	三宅町 三宅町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

三宅町公共施設等総合管理計画の基本方針である「公共建築物保有量の適正化」、「長寿命化の推進」、「維持管理費用の縮減」、「効率的な利活用の推進」との整合を図りながら、適正な公共施設の整備を実施します。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

①電気通信施設等情報化のための施設

住民の町政への参画や協働のまちづくりを推進するためには、住民が必要とする情報をわかりやすく提供し、情報の共有を図ることが重要です。また、本町への移住・定住を進めるためには、若い世代にターゲットを絞った戦略的な情報発信が求められます。

そのため、住民をはじめ、本町に興味を持つ人が容易に情報を入手することができる環境整備とともに、これまでの紙媒体やホームページに加えてSNS等を活用するなど、時代に即した、多様な情報発信が必要となります。

また、行政のデジタル化を進めつつ、住民の視点に立った、効率的で効果的なサービスの提供が求められています。

(2) その対策

①電気通信施設等情報化のための施設

ア 広報の充実

○広報誌に加え、FacebookなどのSNSを活用した双方向性のある情報発信に取り組むとともに、各世代に対応した適切で分かりやすい情報発信を行うなど、情報提供方法の多様化を図ります。

○三宅町の魅力として、三宅町のまち（場所の魅力、町独自の取り組みなど）や、町内で活躍するひと（各種団体、個人）や、三宅町内のしごと（地場産業、既存企業など）について、広報誌やMiMoを活用した情報発信により、三宅町のまち・ひと・しごとの魅力を伝えていきます。

イ 情報通信施設の整備促進

○情報通信施設については、地域住民の暮らしや防災、産業、福祉、教育などの各分野における地域の情報伝達のための基盤であることから、住民サービスの向上に向けた情報発信を積極的に行うため、施設等の維持管理や防災行政無線をはじめとする情報設備等の更新を行うとともに、行政手続きのデジタル化によって生活が便利になることを実感できる取組みを検討します。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3. 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等情 報化のための施設 防災行政用無線施設	防災行政無線(同報系)整備事業	三宅町	
	(4) 過疎地域持続的発 展特別事業 その他	広報力アップ事業	三宅町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

三宅町公共施設等総合管理計画の基本方針である「公共建築物保有量の適正化」、「長寿命化の推進」、「維持管理費用の縮減」、「効率的な利活用の推進」との整合を図りながら、適正な公共施設の整備を実施します。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

①道路・橋梁等

道路・橋梁は、便利で快適な日常生活や活力ある産業活動を支えるとともに、人々の交流を促す重要な基盤です。本町では、令和2年3月に京奈和自動車道三宅1. Cが開通し、都市計画道路大和郡山川西三宅線の整備により広域アクセスの向上が進んでいます。そのため、町内道路網の整備を計画的かつ効率的に進めるとともに、近鉄石見駅周辺整備や奈良県と協定を締結しているまちづくり包括協定の推進により、快適でと利便性の高い道路交通体系の充実を図る必要があります。橋梁については、国の定期点検要領に基づき計画的に点検を行い、必要に応じて修繕を行う必要があります。

また、防犯や交通安全に関する取り組みの充実を図り、だれもが安心・安全に暮らせるまちづくりを進める必要があります。

②交通手段

自動車を持たない高齢者や出産予定のある妊婦をはじめ、通院や買い物目的の日常生活における交通手段が困難な住民の経済的負担の軽減を図るため、平成26年からタクシー利用に対する助成事業を展開しています。今後も交通手段となる地域公共交通事業を確保し、維持していくことが求められています。

(2) その対策

①道路・橋梁等

ア 国・県道の整備促進

○周辺地域との円滑な接続による利便性向上のため、国・県道の整備を関係機関との連携を図ります。

イ 町道・橋梁の整備・維持管理の推進

○安全性・利便性の向上を勘案しながら、幹線道路から身近な生活道路に至るまで、町道網の整備を計画的かつ効率的に推進するとともに、道路・橋梁の維持管理の充実を図ります。

ウ 駅前整備

○住民の生活利便性向上のため、近鉄石見駅周辺整備を計画的に行い、にぎわいを町内に波及させます。また、まちづくり包括協定による駅前周辺のまちづくりを推進します。

○近鉄石見駅周辺の整備により駅前放置自転車を削減し、周辺環境の整備と利便性の向上を図ります。

エ 交通安全対策

○地域の安全確保のため、街路灯や防犯灯のLED化など、事故の発生を未然に防ぐ環境整備を計画的に行います。

○通学路の危険箇所の点検・整備について、地域の実情に合わせて実施します。

②交通手段

ア 地域公共交通の推進

○地域公共交通として、ソフト面での利用に対する助成を行うことにより、経済的負担の軽減及び交通手段の確保等を行います。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	町道舗装補修事業 L=9, 391m	三宅町	
		町道舗装補修（オーバーレイ）	三宅町	
		結崎 59 号線舗装工事負担金	川西町	
		橋りょう補修事業 21 橋	三宅町	
		側溝清掃	三宅町	
		交通安全対策（安全柵取替等）	三宅町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 その他	地域公共交通事業	三宅町	
		町道整備事業（道路路面性状調査、予備設計、交通安全対策等の詳細設計、家屋事前調査等）	三宅町	
		橋梁点検 72 橋	三宅町	
		橋梁長寿命化計画策定	三宅町	
		近鉄石見駅周辺まちづくり連携協定事業	三宅町	
		都市計画マスタープラン見直し	三宅町	
		地区計画策定(石見地区)	三宅町	
		道路台帳整備事業	三宅町	
		大和平野中央田園都市構想（大和平野中央プロジェクト推進事業を含む）	三宅町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

三宅町公共施設等総合管理計画の基本方針である「公共建築物保有量の適正化」、「長寿命化の推進」、「維持管理費用の縮減」、「効率的な利活用の推進」との整合を図りながら、適正な公共施設の整

備を実施します。

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

①上水道

水道事業については、少子高齢化による人口減少や節水機器の普及、節水意識の高揚等により、水道水の使用量は減少傾向となることが想定されます。そのような状況の中で、安定した水道事業経営を持続させるため、投資費用の削減や事業運営の効率化による将来の水道料金の上昇幅抑制を目指して、平成28年7月に磯城郡3町で水道事業の広域化に関する覚書を締結し、令和2年度には施設の更新費用抑制のため、県営水道への転換を行い、令和4年度には経営統合による事業の効率化のため、磯城郡水道事業体が発足する予定です。

また、都市計画道路大和郡山川西三宅線の整備に伴う水道管の移設や企業誘致に向けたインフラ整備、上水道管の耐震化を図る必要があります。

将来的にも、安心して安全な水道水の供給を安定して続けていくことが必要であり、広域的な取り組みを通じ上水道経営の合理化を進めていく必要があります。

②下水道

都市計画道路大和郡山川西三宅線の整備に伴う下水道管の移設や企業誘致に向けたインフラ整備とともに、耐震化等による施設水準の向上を図る必要があります。

また、下水道事業の経営基盤の強化が急務であり、令和4年度の下水道事業法適用化に向けて、独立した事業経営が可能な体制構築を検討しつつ、計画的な施設の長寿命化を図る必要があります。

③環境衛生

住民の環境に対する意識が高まりをみせている中、本町では限りある資源を有効に活用する資源循環型社会の形成に向けて、ゴミの減量化及びリサイクルの推進、廃棄物の適正な処理、再資源化を行っており、山辺・県北西部広域環境衛生組合の設立による広域的な廃棄物処理への取り組みを進めていきます。

また、環境と調和した暮らしをさらに進めるため、環境への負荷抑制や環境保全などの活動を全町的に進める必要があります。

④住宅

住民が、町に愛着を持って住み続けることができるよう、快適で魅力のある安全で安心なまちづくりを進めるため、本町の特徴を活かした住環境を形成する必要があります。

また、町営住宅の適切な維持・管理とともに、近年増加傾向にある空き家の対策が求められています。さらに、だれもが心地よく過ごせるまちとなるよう、バリアフリーや景観、環境にも配慮さ

れた住環境の整備をする必要があります。

⑤消防・防災

全国各地で頻発する自然災害を背景に、甚大化する災害から住民と財産を守る必要があります。本町では「災害に強いまちづくり」を進めるため、自主防災会との連携を図り、地域の防災力を高めるとともに、総合防災訓練を実施しています。また、公共施設を防災拠点として活用するとともに、災害に備えた備蓄品を確保し、維持・管理に取り組んでいます。

住民のだれもが安心・安全に暮らせるよう、自助・共助・公助の意識を啓発し、地域と地域をつなぐ暮らしやすいまちづくりを進め、さまざまな災害の発生に備えた体制整備や災害弱者の支援体制の確立を進める必要があります。また、今後想定される大規模な震災に備えた対策が求められています。

(2) その対策

①上水道

ア 上水道の維持・管理

○安心・安全なおいしい水を安定して提供することができるよう、上水道の適正な維持・管理に努めます。また、健全な水道経営を目指し、磯城郡水道広域化推進協議会の構成市町村との連携による安定した上水道経営の合理化を進めます。

②下水道

ア 下水道の維持・管理

○受益者負担の見直しを計画的に進め、健全な事業経営が可能な体制構築を実施するとともに、計画的なインフラ施設の長寿命化を図り、下水道事業の経営基盤の安定化を進めます。
○都市計画道路大和郡山川西三宅線の整備に伴う下水道管の移設を進めるとともに、京奈和自動車道三宅Ⅰ、Ⅱ周辺企業の誘致に向けたインフラ整備を計画的に進めます。

③環境衛生

ア 環境衛生の充実

○資源循環型社会の形成に向けて、住民や地域、行政などが一体となって、ごみの減量・再資源化に取り組めます。
○環境衛生施設及び設備については、運搬車両や処理施設等の整備を図ります。
○山辺・県北西部広域環境衛生組合の構成市町村との連携を図り、新ごみ処理施設の稼動に伴う分別区分の変更や排出方法の変更等について、住民への情報提供や分別指導等を行い、分別排出マナーの向上を図ります。
○墓地については、引き続き適正な維持管理に努めるとともに、斎場についても、広域的な連携も視野に入れた取り組みを検討します。
○大規模災害により発生するおそれのある廃棄物の処理について、課題の抽出・整理等、平常時より必要な想定を行うことで大規模災害時の生活基盤を守り、公衆衛生の悪化を防止します。

イ 環境の保全

- 環境に関する身近な取り組みとして、住民が身近にできる省資源・省エネルギーへの取り組みの普及促進や啓発を行い、地球温暖化防止対策を推進します。

④住宅

ア 町営住宅の維持・管理

- 既存住宅の適切な維持・管理を進めるとともに、町営住宅の供給に向けた整備を図ります。

イ 空き家対策の推進

- 地域における空き家を的確に把握し、地域の空き家の有効活用を促進することにより、移住定住促進事業等による定住者の拡大に向けた取り組みを行うとともに、老朽化した空き家への適切な対応を行い、空き家の適正管理を促進します。
- 移住定住相談窓口により、空き家や宅地情報のマッチングを図るとともに、空き家バンクの充実・活用により、空き家対策を推進していきます。

⑤消防・防災

ア 地域防災の充実

- 町民の防災意識の向上を図るとともに、災害時の役割分担に向けた情報共有に努めます。また、自主防災会との連携をさらに強化するとともに、連絡協議会を継続実施します。
- 自然災害を最小限に留めるため、地域防災計画に基づき、公共施設の施設整備を推進するとともに、公共施設を防災拠点として活用するための整備を行います。
- 大規模災害への対策として、指定避難所等における緊急避難物資等の備蓄品の充実を図り、災害に強い町づくりを推進します。

イ 防災訓練の実施

- 防災訓練の効果的な実施内容を検討し、充実を図るとともに、地域ニーズを勘案した総合防災訓練を実施します。

ウ 消防力の強化

- 消防関連設備の計画的な維持・管理を行い、消防団の機能強化に取り組むとともに、後継者の確保に向けた取り組みを進めます。
- 奈良県広域消防組合との連携を推進し、消防技術の高度化と多様化を図ります。

エ 危機対応力の強化

- 地震、風水害等の災害をはじめ、あらゆる危機事象に迅速かつ的確に対応できるよう、危機管理体制の強化に努めます。

オ 災害時における行政機能の確保

- 大規模災害時における行政機能を確保するため、適切な管理体制のもと、計画的な庁舎耐震改修工事を行うとともに、災害時における住民サービスが行えるよう業務継続計画の策定を行い、併せて地域防災計画の見直しを図ります。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5. 生活環境の整備	(2) 下水処理施設	公共下水道整備事業 流域下水道建設負担金	三宅町 奈良県	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設 その他	山辺・県北西部広域環境衛生組合負担金 清掃車購入事業	一部事務組合 三宅町	
	(5) 消防施設	消防施設改修事業	三宅町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯 その他	防犯カメラ設置事業補助金 空家対策事業 老朽危険空き家解体事業 公営住宅等長寿命化計画 公営住宅マネジメント事業 財産管理（総合センター解体工事） 災害に強い町づくり事業 Web版洪水ハザードマップ更新業務	三宅町 三宅町 三宅町 三宅町 三宅町 三宅町 三宅町 三宅町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

三宅町公共施設等総合管理計画の基本方針である「公共建築物保有量の適正化」、「長寿命化の推進」、「維持管理費用の縮減」、「効率的な利活用の推進」との整合を図りながら、適正な公共施設の整備を実施します。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

①児童福祉

近年、核家族化の進展や少子化の進行、共働き家庭やひとり親家庭の増加など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。また、子育てに対する価値観の多様化や地域住民のつながりの希薄化などを背景に、子育てに不安を抱える保護者が増えています。

引き続き、子どもの最善の利益を確保しながら安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりのため、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援とともに、子育てサービスの質と量の確保が求められています。また、複雑多様化する保護者ニーズにきめ細かく対応していくため、行政はもとより、地域ぐるみで子育て支援に取り組み、子どもが地域への愛着を育むことができるような取り組みが求められています。

さらに、優れた子育て環境は若い世代の定住促進にもつながるという観点から、町内外への情報発信を充実し、子育てファミリーの移住・定住を促す必要があります。

②地域福祉

少子高齢化や核家族化の進行によるひとり暮らし世帯の増加など、家族形態の多様化により、生活に不安を抱いたり、援助を求める人が増えています。また、個人の価値観やライフスタイルが多様化し、住民が支え支えられるという社会的なつながりが希薄化しています。こうした社会の変化を背景に、引きこもりや孤立死、自殺、DVや虐待、生活困窮、子どもの貧困など福祉を取り巻く地域の課題は多様化、複雑化しています。このような課題に対して、公的サービスだけでは十分に対応することが難しく、地域の人たちがお互いに助け合い、支え合う仕組みづくりが必要不可欠となっています。住民一人ひとりが主体となるとともに、住民、地域、福祉関係団体、町社協、行政がともに地域福祉の仕組みづくりを進め、地域福祉活動を推進できる体制を強化する必要があります。

③高齢者福祉

本町の高齢化率は国や県と比較しても進んでおり、住民の3人に1人が65歳以上の高齢者という状況です。また、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症等による介護が必要な高齢者が増えています。このような中、団塊の世代が75歳以上となる2025年には高齢者人口のさらなる増加が見込まれ、介護、医療、予防、住まい、生活支援・福祉サービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が求められています。

本町では、老人クラブを中心とした地域活動による生きがいづくり、ひとり暮らし高齢者等の見守り活動、介護保険サービスの提供による、介護家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減等を図っています。地域全体で高齢者を見守る体制を構築するとともに、地域の実情に即した介護予防や高齢者福祉の推進が重要です。

表5 高齢者人口と高齢者人口比率（10月1日現在）

年度	65歳以上人口 (人)	割合 (%)	総人口(参考) (人)
平成 2年	1,021	12.02	8,494
平成 7年	1,226	14.47	8,474
平成12年	1,450	17.52	8,278
平成17年	1,739	22.16	7,847
平成22年	2,043	27	7,568
令和2年	2,326	32.77	7,097

(資料) 奈良県年齢別人口

④障害者福祉

国においては「障害者総合支援法」をはじめとする関連法が施行されるとともに、国連の「障害者の権利に関する条約」の批准に伴い、障がいのある人の権利を保護し、教育や就労、生活等のあらゆる面において、不自由さを感じる事のない環境づくりを進めることが求められています。このような中、障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、相談や就労、地域生活の支援を充実させるとともに、地域住民への意識啓発を進めることが求められています。

⑤健康福祉

本町では、保健・医療・福祉の各関係機関と連携を図りつつ、乳幼児から高齢者までの一貫した健康長寿社会づくりに取り組んでいます。住民が生涯を健康で過ごせるよう「自分の健康は自分で守る」意識を高めるとともに、健康に関する正しい知識を身につける必要があります。保健福祉施設であるあざさ苑を核としながら心身の健康づくりを推進し、すべての住民の健康寿命が延伸されるよう、取り組みを推進することが求められています。

(2) その対策

①児童福祉

ア 安心して産み育てられる環境の充実

- 子どもの健やかな成長を支えるため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。
- 子どもが心身ともに健やかに育成され、子どもの自立を保障する観点から、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援を行う体制整備を推進します。

イ 地域の子ども・子育て支援の充実

- 乳幼児及び保護者が交流し、相談や情報の共有ができる地域子育て支援拠点事業の利用を促

進めます。

- 教育・保育施設や子育て支援事業・サービス等の情報を提供するとともに、関係機関との連携や調整を図る利用者支援窓口を設置し、利用を推進します。
- 就学後についても、放課後、保護者が家にいない子どもが遊びや集団生活の中で、さまざまな経験を通して豊かな人間性を育むことができるよう、学童保育クラブの充実を図ります。
- 子どもの預かりや送迎の頼り合いなど、子育てを軸にした共助の仕組みを取り入れ、地域ぐるみで子育てを支援する体制をつくります。

ウ 子育て交流の場の確保

- 個人やサークル等の団体が、地域の子育て支援に積極的に関わっていけるよう、交流の機会や拠点の確保に努めます。

エ 子育て支援のための連携と人材育成

- 子育てを支援する団体やボランティア等との連携を図り、地域における子育て支援のための人材育成を推進します。
- 子育て支援センターの活動を促進し、子育てグループやサークル活動を支援するとともに、リーダーの養成に努めます。

オ 情報発信の充実

- 定住促進のため、町内外の若い親世代に本町の優れた子育て環境を積極的にPRし、町のイメージアップを図ります。

カ 教育・保育の質の向上

- 1町1園1校の特性を活かした三宅町ならではの子育て・教育方針を検討し、幼小中の連携・交流、情報交換などを通して、子育て支援・教育を進めます。
- 就学前の子どもに対して教育・保育を一体的に行い、子どもたちの資質・能力が育まれるよう適切なカリキュラム・マネジメントを推進します。また、そのために必要な保育者の資質向上を目指します。
- 発達に課題を有する子どもへの支援や被虐待児に対するケアなど個々の子どもが持つニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援が行えるよう、保育者の専門性を高めます。

キ 保育サービスの充実

- 子育て家庭の就労状況や保護者の多様な保育ニーズに対応できるよう、延長保育や一時預かり等の保育サービスの充実に努めます。

ク 教育・保育環境の充実

- 子どもが安心・安全に生活を送ることができるよう、幼稚園の施設及び設備の適切な維持管理、整備を行います。
- コロナ禍の影響もあり急速に普及するオンライン講座などのICT活用による新たな子育て支援や学びの機会の拡大を活用し、町内における子育て・学び環境の充実を図ります。

②地域福祉

ア 情報発信・住民意識の向上

- 地域福祉を推進するためには、地域のことを知り、学ぶことで、福祉に関心を持つ人を増やすことが重要です。福祉を学ぶ機会を提供することで、地域での支え合い、助け合いの意識を育む機会をつくります。また、子どもの頃から、福祉教育・学習や地域と連携した活動への参加

をととして、地域福祉に関する理解や感心を高めます

○地域福祉の必要性や理解を促進するため、講演会やイベント、様々な媒体を活用した啓発を行い、ボランティアをより身近に感じられる取り組みを推進します。

イ 担い手の確保・育成・支援

○地域福祉活動に取り組む担い手を継続的に確保するため、住民が持っている知識や経験、思いを活かすことができるよう、あらゆる世代の人が気軽に、そして継続的に参加出来る環境づくりに取り組みます。

○地域で活動する団体等が継続して活動できるよう、活動への支援を実施します。

ウ 地域におけるネットワークづくり

○社会福祉協議会や、地域包括支援センターと連携して、住民・団体・事業者・関係機関などとの連携を強化し、援助を必要とする人を支え合うネットワークの充実を図ります。

○住民同士のつながりをつくるためには、人と人とが知り合い、交流することが重要なため、複合施設 MiMo を中心として、子どもから高齢者までの多様な世代や様々な人がつながれるよう、楽しく活動や交流ができる場の提供や運営を支援します。

エ 包括的な相談・支援体制の充実

○地域にどのようなサービスがあるのか住民に広く周知し、必要な人が必要な時に情報を手に入れられるよう、あらゆる媒体を活用した情報提供を行います。

○相談したいことがある人が気軽に相談できるよう相談しやすい環境づくりを行い、相談内容に応じて必要な機関、サービスにつなげられる包括的な相談・支援体制の整備を図ります。

オ 施設整備

○地域福祉施設及び設備の適切な維持管理、整備を行います。

③高齢者福祉

ア 地域包括ケアシステムの充実

○健康に対する住民意識の向上と介護予防の普及啓発に取り組み、介護予防の推進を図ります。

○地域包括支援センターを拠点とし、在宅生活が困難な高齢者や、介護や支援を必要とする高齢者が、安心して住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域の実情に応じたサービスの整備・支援を行います。

○認知症高齢者の増加を見据え、相談窓口の充実、関係機関と連携した早期発見・予防・重度化防止に向けた取り組みなど、認知症対策を推進します。

○在宅療養生活を支えるため、在宅医療と介護サービスの連携を推進し、一体的な提供を図ります。

イ 介護保険制度の円滑な運用

○高齢化の進展に伴い、居宅サービス、地域密着型サービス等の整備・充実に努め、サービスの質の確保・向上に取り組みます。

○高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、高齢者福祉施策、介護保険施策を推進するとともに、適正な給付の実施・運営ができるよう三宅町介護給付適正化計画に基づいて適正化に取り組みます。

ウ 高齢者の社会参加、生きがいづくりの促進

○高齢者が生きがいを持って活躍できるよう、就労や地域活動、生涯学習等へ参加する機会の提供や情報提供を関係機関と連携しながら行います。

エ 高齢者支援体制の充実

○高齢者が安心して地域で暮らすことができるよう、在宅福祉事業等の充実を図ります。また、関係機関との連携により、独居高齢者等の見守り体制の充実を図ります。

オ 施設整備

○高齢者福祉施設及び設備の適切な維持管理、整備を行います。

④障害者福祉

ア 地域での自立生活支援の充実

○障害者計画及び障害福祉計画、障害児福祉計画に基づいた取り組みを推進するとともに、障がいのある人や家族が適切なサービスが利用できるよう、わかりやすい情報提供に努めるとともに、気軽に相談できる体制を整備します。

○障がいのある人がいつでもサービスを利用できるよう障害福祉サービス等の基盤整備・充実に努めます。

○障がいのある人の就労を支援するため、各種機関と連携を図りながら、就労のための訓練や就労の機会を確保するとともに、生活の質の向上のため、スポーツ・レクリエーション、文化活動の推進を図ります。

イ 健やかで安心して暮らせる保健・医療体制の充実

○それぞれのライフステージに応じた疾病予防や早期発見のための対策を進め、各種保健事業を充実させるとともに、生活の質の向上を目指した支援体制づくりを進めます。

○適切な治療やリハビリテーション等が受けられるよう、医療体制の整備を図ります。

ウ ともに支え合う地域づくり

○障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう「住みよい福祉のまちづくり」を推進します。

○障がいと障がいのある人への理解を広めるため、あらゆる機会を活用し広報・啓発活動を推進するとともに、すべての年代を通じた福祉教育を推進し、障がいや障がいのある人に対する理解の浸透を図ります。

○障がいのある人もない人も地域でともに暮らすことができるよう、社会福祉協議会やボランティア団体・障害者団体等の充実に努めます。

エ 保育・教育・療育体制の充実

○障がいのある子どもが早期に必要な療育、幼児教育、保育が受けられるよう各関係機関との連携を図ります。

○障がいのある子どもや発達に課題を持つ一人ひとりの子どもの状況に応じた支援が受けられるよう、専門職を配置し、保育・教育の質の向上を図ります。

オ 社会的障壁の除去と合理的配慮の提供

○障害者福祉施設及び設備の適切な維持管理、整備を行うとともに、窓口業務において合理的な配慮が提供できるような体制づくりを推進します。

⑤健康福祉

ア 健康的な生活習慣の普及

○健康増進計画に基づいた取り組みを推進するとともに、すべての年代に対応した健康づくりを推進するため、保健・医療・福祉体制の連携を強化します。

○健康教室や講演会・健康相談を効果的に実施し、住民の健康意識の向上を図るとともに、働く世代をターゲットとした健康づくりプログラムの策定を進め、運動の促進を図ります。

イ 生活習慣病の早期発見・早期治療体制の構築及び重症化予防対策の推進

○がん検診や特定健診の受診率向上を推進するとともに、治療を必要とする人に対し、早期に治療に取り組めるよう支援を行います。

ウ 食育の推進

○家庭と学校・園等が連携し、幼少期から望ましい食習慣を中心とした生活習慣の確立を図るとともに、家庭での「共食」をはじめ、学校や園での給食を通じ、食を通じたコミュニケーションの促進を図ります。

エ 地域ぐるみの健康づくり活動の推進

○地域における健康づくりを促進するため、健康や食に関わるボランティアの確保・育成を図ります。

○住民が身近な場所で健康づくりに取り組めるよう、健康や食をテーマとした取り組みを展開します。

オ 施設整備

○保健福祉施設及び設備の適切な維持管理、整備を行います。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6. 子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福祉 の向上及び増進	(2) 認定こども園	三宅幼児園施設改修事業	三宅町	
	(3) 高齢者福祉施設 その他	社会福祉施設改修事業	三宅町	
	(8) 過疎地域持続的発 展特別事業 児童福祉	乳幼児医療費助成事業	三宅町	
		ひとり親家庭等医療費助成事業	三宅町	
		病児保育・病後児保育事業	三宅町	
		みやげ子ども・子育て応援事業	三宅町	
		母子保健事業	三宅町	
		みやげまちいく（育）パートナーシップ事業	三宅町	
		子育て包括支援事業	三宅町	
		保育料無償化事業	三宅町	
		子ども子育て支援事業計画策定事業	三宅町	
	高齢者・障害者福祉	心身障害者医療費助成事業	三宅町	
		精神障害者医療費助成事業	三宅町	
		老人医療費助成事業	三宅町	
		障害者計画策定事業	三宅町	
		高齢者地域活動推進事業	三宅町	
		介護保険事業計画策定事業	三宅町	
	健康づくり	地域生活支援事業	三宅町	
		三宅町保健事業計画策定事業	三宅町	
		健康増進事業	三宅町	
	健康づくり事業	三宅町		
その他	地域福祉計画策定事業	三宅町		
	社会福祉施設改修・整備事業	三宅町		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

三宅町公共施設等総合管理計画の基本方針である「公共建築物保有量の適正化」、「長寿命化の推進」、「維持管理費用の縮減」、「効率的な利活用の推進」との整合を図りながら、適正な公共施設の整備を実施します。

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

現在、町保健医療行政については、国保中央病院や川西町医師会、田原本町医師会の協力により推進しています。

今後、近隣市町村の医師会及び磯城郡の中核病院となる国保中央病院、さらに桜井地区医師会と連携を強化することにより、町保健医療行政の向上を図ることが課題となっています。

そのため、町内開業医と密接な連携を図りながら、保健福祉サービスの拠点であるあざさ苑を核として、保健・医療・福祉の関係機関との連携を一層強化し、住民が日々の暮らしを安心して送ることができる環境づくりが求められています。

(2) その対策

ア 医療提供体制の充実

○町内医療機関と連携し、健康施策の実施や医療提供体制の構築を行うとともに、磯城郡の中核病院である国保中央病院、近隣市町村の医師会との連携強化を図り、地域における医療提供の充実を働きかけ、町内における医療提供体制の継続的な確保を進めます。

○近隣市町村の医療機関や市町村医師会との協力体制の整備に努めます。

イ 救急医療体制の確保

○磯城休日応急診療所や桜井地区病院群輪番体制等、広域による連携体制の強化を行い、休日や夜間の救急医療体制の確保を図ります。

○地震や風水害等の大規模災害時における救急・救命対策については、国保中央病院をはじめ、周辺医療機関との連携を図り迅速かつ的確に実施します。

ウ 疾病予防及び重症化予防

○各種健診の受診勧奨や保健指導など、住民自らの健康づくり意識の高揚を促進します。

○町内医療機関をはじめ、磯城郡内の医療機関、専門医の属する医療機関との連携を図り、重症化予防の取り組みを進めます。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7. 医療の確保	(1) 診療施設 病院	国保中央病院負担金	一部事務組合	
	(4) 過疎地域持続的発 展特別事業			
	自治体病院	磯城休日応急診療所運営負担金	三宅町	
	民間病院	桜井地区病院群輪番制病院運営費	三宅町	
		小児深夜診療負担金 産婦人科一次救急負担金	三宅町 三宅町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

三宅町公共施設等総合管理計画の基本方針である「公共建築物保有量の適正化」、「長寿命化の推進」、「維持管理費用の縮減」、「効率的な利活用の推進」との整合を図りながら、適正な公共施設の整備を実施します。

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

①学校教育

少子高齢化や高度情報化、国際化の進展など、社会が著しく変化している中で、次代を担う子どもが生きる力を育むため、確かな学力と体力の向上、規範意識や向上心の育成、人権意識、コミュニケーション能力、忍耐力の醸成、健やかな身体の育成などが求められています。

本町では、基本的な知識や技能を確実に習得し、自ら学び、自ら考える力を育むとともに、豊かな心と健やかな体を育む学校教育を推進しています。児童数が減少している中で、少人数による充実した教育を展開しつつ、国際化等に対応しながら、きめ細かな取り組みを進めています。また、地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校評議員を設置することにより、学校・家庭・地域が一体となって子どもの健やかな成長を支えています。さらに、子どもと親の相談員の設置による子どもの心のケアや、特別支援教育支援員の計画的な配置に取り組んでいます。

未来を担う子どもたちの「生きる力」を育み、それぞれの個性を伸ばすとともに、家庭・地域との連携を一層推進することにより、ふるさとを愛し、夢を抱くことができる教育が求められています。

表7 小学校の現況（5月1日現在）

小学校名	児童数（人）				
	H17. 5. 1	H22. 5. 1	H27. 5. 1	H29. 5. 1	R2. 5. 1
三宅小学校	399	322	298	295	280

（資料）学校基本調査等

②幼児教育

本町では、全国に先駆けて幼保一元化を取り入れ、子育て家庭のニーズに応じた就学前教育・保育に取り組んできました。また、平成28年には幼保連携型認定こども園への移行が完了し、就学前教育の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供を推進しています。引き続き、教育・保育の提供体制の充実・強化を図るとともに、地域に根ざした運営を進めることで、一人ひとりの子どもが大切にされ、地域とのつながりを深めていくことが必要です。

また、近年では共働き家庭やひとり親家庭が増加していることから、弾力的な保育サービスへのニーズが高まっています。それぞれの子育て家庭のニーズに応じたきめ細かなサービスを提供しつつ、親育ての観点からの取り組みの充実も求められています。

③社会教育

社会経済状況の変化や個人の価値観の多様化に伴い、生涯学習の機会や内容等も変化しています。本町では、住民の一人ひとりが社会の変化に柔軟に対応し、積極的に生きがいを求める豊かな人生を送れるよう、あらゆる年齢層に応じた学習内容や学習機会の提供を進めています。その

ような中で、学習メニューの充実、広報のあり方について検討するとともに、学んだことを地域に還元できる仕組みづくりを進める必要があります。

また、一人ひとりの住民が、かけがえのない個人として尊重され、自立した個人として暮らすことのできる社会の構築が求められています。性別・年齢・障がいの有無・同和問題等に加えて、インターネットによる人権侵害など、新たな問題への対応とともに、町内各種団体をはじめとする団体との連携強化を図り、人権を尊重し合えるまちづくりを推進する必要があります。

④社会体育

すべての住民が、いつでも・どこでも・だれでもスポーツを気軽に楽しむことができるよう、生涯スポーツの充実が求められています。

本町では、子どもから高齢者まで楽しめるニュースポーツの取り組みを進めるなど、地域への愛着を深めるために生涯スポーツ事業を推進し、世代間交流を促すとともに、各種スポーツ教室やスポーツ大会を行っています。より多くの住民が参加できるよう、スポーツ活動を推進していく必要があります。

(2) その対策

①学校教育

ア 学力・生きる力の育成

- 三宅町教育大綱に基づき、自ら学び、豊かな心と健やかな体を育む学校教育を推進します。
- 全国学力・学習状況調査等の結果を踏まえ、結果を活用した指導の改善により、一人ひとりに応じた学習指導に努めます。
- 現代社会において必要とされている外国語教育を推進し、国際化に対応する能力を育みます。
- 人権に関する理解を深めつつ、豊かな人権感覚を育み、自分を大切にするとともに他の人を大切に人権教育の充実を図ります。
- 小中学校の連携強化を推進し、円滑な接続を図るとともに、確かな学力や心身ともに健やかな子どもを育みます。
- 特別な支援を必要とする児童の受け入れ機会の増加に対応するため、三宅町教育大綱に基づき、特別支援教育を推進します。
- 1町1園1校の特性を活かした三宅町ならではの子育て・教育方針を検討し、幼小中の連携・交流、情報交換などを通して、子育て支援・教育を図ります。
- コロナ禍の影響もあり急速に普及するオンライン講座などのICT活用による新たな子育て支援や学びの機会の拡大を活用し、町内における子育て・学び環境の充実を図ります。

イ 施設整備

- 少子化に対応した施設の活用方を模索するとともに、施設の長寿命化を図るため、より良い教育環境の確保を図りつつ、大規模災害や環境問題への対応を行い、教育関連施設及び設備の整備、維持管理を計画的に推進します。

ウ 地域との連携

- 家庭・地域と連携し、学校支援体制の充実に努め、地域の教育力の向上を図ります。
- 不登校児童や児童間の問題行動等への対応や良好な学習環境を保つため、子どもと親の相談員の継続的配置、学校と親、地域、行政の連携強化に努めます。
- 三宅町教育大綱に基づき、子どもの健全育成を推進し、放課後等における公共施設や学校施設の開放を進めるとともに、子どもの安心できる居場所として、また、多様な体験活動ができる場所として地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを進めます。

②幼児教育

ア 教育・保育の質の向上

- 三宅町教育大綱に基づき、生きる喜びと力を育む幼児教育を推進します。
- 1町1園1校の特性を活かした三宅町ならではの子育て・教育方針を検討し、幼小中の連携・交流、情報交換などを通して、子育て支援・教育を進めます。
- 就学前の子どもに対して教育・保育を一体的に行い、子どもたちの資質・能力が育まれるよう適切なカリキュラム・マネジメントを推進します。また、そのために必要な保育者の資質向上を目指します。
- 幼稚園から小学校への円滑な接続をめざし、小学校への体験入学やアプローチカリキュラムを実施するなど、保幼小の連携強化を推進します。
- 発達に課題を有する子どもへの支援や被虐待児に対するケアなど個々の子どもが持つニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援が行えるよう、保育者の専門性を高めます。
- 職員の資質向上を図るとともに、家庭・地域、各関係機関との連携を強化することで、子どもに関する多様な問題に対応できる体制を整備します。

イ 施設整備

- 幼稚園の施設及び設備の適切な維持管理、整備を行います。

ウ 地域との連携

- 三宅町教育大綱に基づき、地域の子育て支援施策を推進するとともに、地域で活動する団体や人材との連携を図り、幼稚園活動への協力・参加を促すなど、多様な交流を創出します。
- 教育機関との連携を推進し、学生の現場感覚を養うとともに、担い手の確保に努めます。

③社会教育

ア 生涯学習の啓発・情報提供

- 三宅町教育大綱に基づき、楽しく豊かな人生と自由に学ぶ生涯教育を推進します。
- 生涯学習に取り組む機運を醸成するため、広報や町ホームページを活用し、情報提供に努めます。
- 交流まちづくりセンターMiiMoの複合化された機能（公民館、図書館、学童保育、子育て包括支援センターなど）を最大限に活かし、生涯学習や多世代交流などの多様な学びの機会の充実に努めます。

イ 特色ある講座の開催

- 住民の多様なニーズに対応するため、生涯学習の講座開設やサークル活動を促進します。

ウ 官学連携による生涯学習の推進

○官学連携を推進し、専門的な見地による活動の深化を図ります。

エ 団体の育成・支援

○生涯学習で得た知識や技術を地域に還元できるよう、活動体制の整備に努めます。

オ 生涯学習施設の整備

○交流まちづくりセンター（Mi i Mo）など生涯学習機能の有する施設の適切な維持・管理に努めます。

カ 人権教育の充実

○各種団体への支援や人権教育地区別懇談会等の開催、参加促進を通じて、人権の観点から住みよいまちづくりをめざすとともに、住民の人権尊重意識の高揚のため、あらゆる機会を捉えた情報発信に努めます。

④社会体育

ア 多様なスポーツ活動の普及推進

○本町のスポーツ活動の情報を積極的に発信します。

○健康寿命の延伸、生活習慣病を予防する観点から、運動の普及促進に努めます。

イ スポーツ・レクリエーション活動の充実

○住民がスポーツを気軽に親しめるよう各団体の活動を推進します。

○住民の多様なニーズに対応するため、生涯スポーツ教室や大会を開催するとともに、幅広い世代の交流を促進します。

○スポーツの技術向上や地域スポーツ活動の振興を図るため、活動拠点づくりに向けた関係団体や関係機関との連携強化を図ります。

ウ 団体・指導者の育成

○スポーツ団体を育成するとともに、活動を通じた指導者の発掘・育成に努めます。

エ スポーツ施設等の有効活用・整備

○体育館及び中央公園・健民運動場の適切な維持・管理に努め、住民が積極的にスポーツを楽しむ環境整備に努めます。また、地域スポーツ活動の拠点としての社会体育施設の整備を図るとともに、適切な維持・管理に努めます。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8. 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	屋内運動場	小学校体育館改修事業（倉庫含）	三宅町	
	水泳プール	プール改修事業（機械設備含）	三宅町	
	(3) 集会施設、体育施設等			
	集会施設	文化ホール改修事業	三宅町	
	体育施設	体育施設改修事業	三宅町	
	その他	複合施設等整備事業	三宅町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	外国語指導助手（ALT）派遣事業	三宅町	
	その他	地域コミュニティー事業	三宅町	
		図書運営	三宅町	
		交流まちづくりセンター施設管理	三宅町	
		地産地消・食育推進事業（給食室設備整備含む）	三宅町	
	幼稚園及び小学校の教育充実と環境向上事業	三宅町		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

三宅町公共施設等総合管理計画の基本方針である「公共建築物保有量の適正化」、「長寿命化の推進」、「維持管理費用の縮減」、「効率的な利活用の推進」との整合を図りながら、適正な公共施設の整備を実施します。

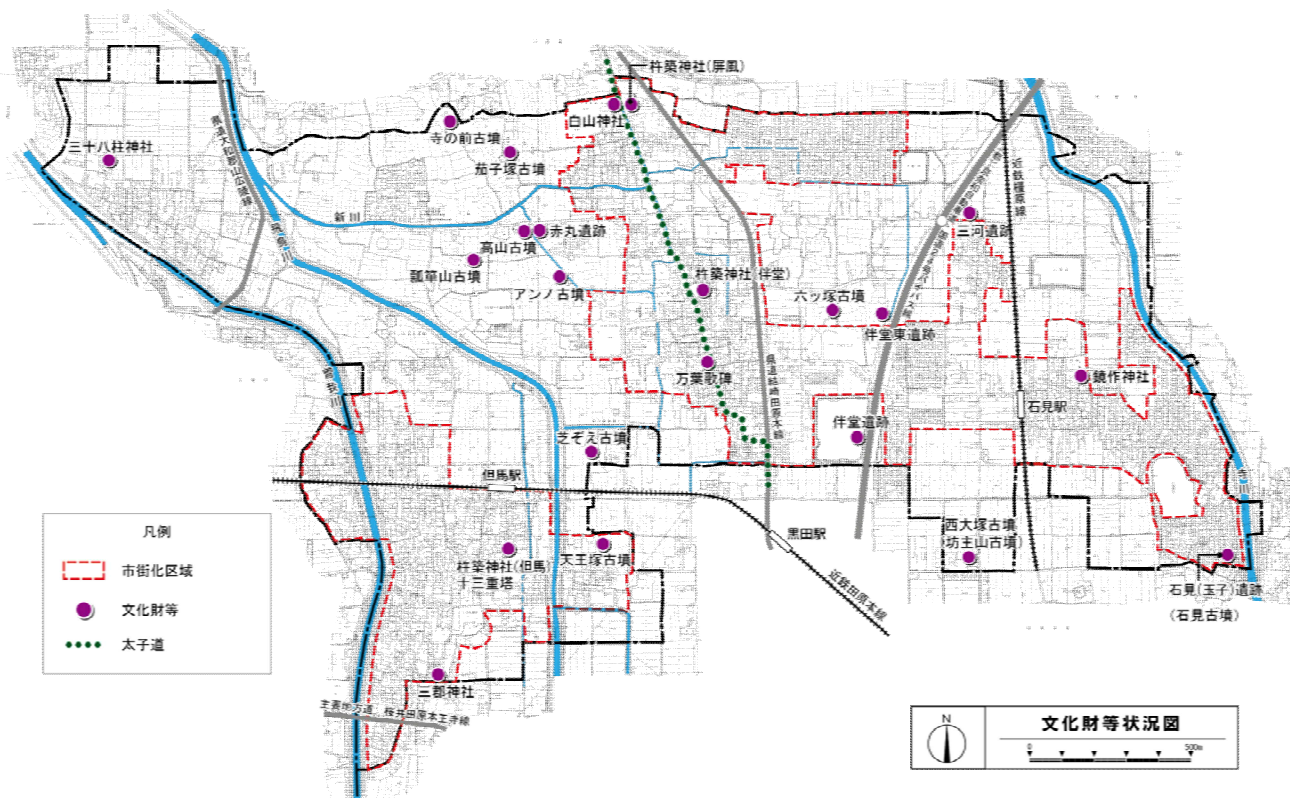
10. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

社会の成熟化に伴い、住民のライフスタイルや価値観が多様化しており、暮らしに潤いや心の豊かさを求める人が増えています。その中で、地域の歴史や文化に対するニーズはますます高まっています。本町には、聖徳太子ゆかりの地である太子道や、忍性菩薩生誕の地など、豊富な文化財に恵まれています。

これまでの本町の文化財に対する基礎資料は不足していましたが、近年埋蔵文化財の調査を開始するなど、本格的な活用に向けた取り組みを進めています。その中でも、三宅古墳群は5世紀後半から6世紀初頭に築造された前方後円墳が多くみられ、当時の王権との関わりが深いことから注目を集めています。また、この動きと同じくして、歴史観光者数は年々増加していることから、本町の歴史・文化に対する注目度は高いものであるといえます。本町の個性豊かな歴史・文化を適切に保全・活用し、次世代に継承するとともに、その魅力を全国的にPRしていく必要があります。

表8 文化財等の状況



(2) その対策

ア 歴史・文化の保全・管理

- 三宅古墳群をはじめとして、町内の文化財の基礎調査を継続的に行い、活用していくためのデータ収集を行うとともに、適切な保全に努めます。さらに、速報的な成果を随時公表することにより、本町の文化財を広くPRし、三宅の個性を知ってもらう活動を進めていきます。
- 歴史・文化活動の活性化を図るため、地域の人材を発掘・活用した文化活動を展開します。

イ 次代への継承

- 本町の特徴的な歴史・文化の継承を図るため、学校教育を通じた啓発を行うことにより、次代を担う子どもたちに伝承を図ります。

ウ 歴史・文化の活用・交流

- 地域の歴史・文化の情報を随時更新し、住民に広く周知するなど、広報・啓発に努めます。
- 本町への来訪者に町の魅力を周知するため、歴史・文化を活かした観光を展開するとともに、町内の歴史・文化遺産をPRするため、案内板や道標の設置・改修を行います。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

三宅町公共施設等総合管理計画の基本方針である「公共建築物保有量の適正化」、「長寿命化の推進」、「維持管理費用の縮減」、「効率的な利活用の推進」との整合を図りながら、適正な公共施設の整備を実施します。

1 1. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

持続可能な開発目標・SDGsの目標7「誰もが使えるクリーンエネルギー」が令和2年に国際目標に設定され、日本全国でもその実現に向けた取り組みが行われているところであります。

本町では、令和2年度に小学校・三宅幼稚園に再生可能エネルギーである太陽光発電を導入し、安定的かつ持続的なエネルギー確保の実現と低炭素社会の実現に向けての取り組みを行っています。また、導入施設は避難所に指定されており、災害時の避難所への電力供給を維持し、住民の安全確保、生命活動の維持にも活用しています。

将来的にも地球温暖化対策等による自然環境の保全に取り組むため、良好な田園風景を保全する取り組みやきれいな生活環境を維持し、環境と調和した暮らしをさらに進めるため、環境への負荷抑制や環境保全などの活動を全町的に進める必要があります。

(2) その対策

ア 再生可能エネルギーの利用

- 持続可能な開発目標・SDGsの目標7「誰もが使えるクリーンエネルギー」の実現に向けて、公共施設への再生可能エネルギーの利用を引き続き行うとともに、環境への負荷を減らすために、住民が身近にできる省資源・省エネルギーへの取り組みの普及促進や啓発を行い、地球温暖化防止対策を推進していきます。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

三宅町公共施設等総合管理計画の基本方針である「公共建築物保有量の適正化」、「長寿命化の推進」、「維持管理費用の縮減」、「効率的な利活用の推進」との整合を図りながら、適正な公共施設の整備を実施します。

12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

①情報発信・情報共有の仕組みづくり

住みよいまちづくりを進めていく上では、行政と住民、各種団体が同じ方向に向かって、連携しながら取り組まなければなりません。そのためには町内での情報共有が必要不可欠であることから、行政・住民・各種団体は町内外に三宅町のひとや活動の魅力を積極的に発信し、職員、住民が交流し情報共有する機会を通じて相互理解とシビックプライドの醸成を進めていくことが必要です。また、情報を届けたい層を明確にした情報発信により、関係人口や移住定住の新たな「人の流れ」をつくる必要があります。

②行政サービスの向上

個性豊かな地域づくりをはじめ、人口減少や少子高齢化社会への対応など、地域特有の課題や複雑多様化する住民ニーズに柔軟に対応できる、弾力的な行政組織・機構の構築が求められています。また、行政内部の改革とともに、分野横断的な対応が求められていることから、幅広い分野の専門的機関等との連携を強化し、マイナンバー制度の有効活用や行政課題の解決に取り組むなど、積極的な取り組みが必要です。

③健全な財政運営

人口減少や少子高齢化、住民ニーズの複雑多様化などにより、財政状況の逼迫が想定される中で、行政課題の克服と財政健全化のバランスを図るためには、中長期的な展望による安定的な財政運営を行う必要があります。事業の費用対効果の検証とともに、自主財源の確保や経常経費の抑制、公共施設の整備・再編など、選択と集中による持続可能な財政運営が求められます。

④協働のまちづくり

住みよいまちづくりのためには、住民と行政の適切な役割分担のもと、協働による取り組みを進める必要があります。コンパクトな町域を有し、住民と行政が顔の見える関係を築くことができる本町では、理想的なかたちでの協働のまちづくりが期待されます。住民と企業、NPO等の各種団体、行政が情報共有を図りながら、協働のまちづくりへの参加意識のさらなる向上を図ることが必要です。

⑤人権意識の向上

一人ひとりの住民が、かけがえのない個人として尊重され、自立した個人として暮らすことができる社会の構築が求められています。性別・年齢・障がいの有無・同和問題等に加えて、インターネットによる人権侵害など、新たな問題への対応とともに、町内各種団体をはじめとする団体との連携強化を図り、人権を尊重し合えるまちづくりを推進する必要があります。

⑥男女共同参画社会の実現

さまざまな分野における女性の社会参加が進み、家庭、職場、地域社会等での男女共同参画の意識は浸透しつつあります。その中で、住民意識のさらなる向上に取り組むとともに、女性が活躍できる社会づくりとして、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性が活躍できるよう、職業生活と家庭生活が両立できる環境の整備が求められています。すべての人が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが求められます。

(2) その対策

①情報発信・情報共有の仕組みづくり

ア まちの魅力を伝える情報発信

○三宅町の魅力として、三宅町のまち（場所の魅力、町独自の取り組みなど）や、町内で活躍するひと（各種団体、個人）や、三宅町内のしごと（地場産業、既存企業など）について、広報誌やMi iMoを活用した情報発信により、三宅町のまち・ひと・しごとの魅力を伝えていきます。

イ まちの「いま」を共有する機会づくり

○Mi iMoでの活動団体、利用者による活動紹介や交流会を通して、まちの動きを共有するとともに、タウンミーティングなどによる住民と行政の多様な対話の場を設けつつ、まち・ひと・しごとの「いま」を住民との共有によるまちづくりを進めます。

ウ 届けたい層に応じた戦略的な情報発信

○三宅町外への情報発信において、特に「移住定住」、「関係人口」、「三宅町の企業PR」、「三宅町への企業誘致PR」の切り口で、届けたい層に応じた戦略的な情報発信を進めていきます。

②行政サービスの向上

ア 適切かつ効率的な組織管理

○定員管理及び給与適正化を実施し、効果的な人員補充や配置を行うことにより、行政サービスの水準の維持・向上に努めます。

○複雑多様化する住民ニーズに対応するため、横断的で柔軟な機動性のある組織や機構のあり方を検討します。

イ 職員の資質向上

○職員研修による職員のスキルアップを図り、行政サービスの向上に努めるとともに、5年先・10年先の三宅町を創造できる職員を育てます。

○地方分権の進展に対し、政策形成能力の向上を図るため、多様な知識、技能を修得した人材の確保に努めます。

○職員が積極的に改革・改善の意識を持って行動し、能力を最大限発揮できる職場環境や雰囲気づくりを進めます。

ウ マイナンバーカードの有効活用

- マイナンバーカードの普及促進を図るとともに、マイナンバー制度を活用した取り組みを進め、住民生活の利便性の向上を図れるよう行政運営を進めます。

③健全な財政運営を行う

ア 健全な財政運営の推進

- 行財政計画の策定を検討するとともに、計画的な財政の健全化に努めます。
- 町税等の徴収率の向上と滞納整理の強化、町所有売却可能資産の処分とともに、既存産業の振興や新規産業の誘致・育成により自主財源の確保に努めます。
- 新規債務の抑制に努めるとともに、公債費負担の適正化に努めます。

イ 行政改革の推進

- 職員数と職員給与等の適正化に努め、職員人件費の適正化を進めます。

ウ 公共施設等のマネジメント強化

- 総合的かつ長期的な視点による管理運営・活用・再整備等のマネジメントを計画的に行い、効率的で適切な施設管理に努めます。

④協働のまちづくり

ア 協働意識の啓発

- これからのまちづくりは協働の観点が欠かせないことから、住民と行政の適切な役割分担による協働意識を啓発します。

イ 対話の充実

- 住民ニーズを的確に汲み取りつつ、対話の充実を図ります。
- 住民等と行政の協働の関係づくりのため、情報共有、情報交換の機会を増やします。

ウ コミュニティ活動の活性化

- コミュニティ活動の活性化のため、顔の見える関係性を活かし、各種団体等への活動支援を行うとともに、町花及び町木の普及に向けた取り組みを継続して進めます。

⑤人権意識の向上

ア 人権啓発体制の充実

- 三宅町人権教育推進協議会を中心として、関係機関・団体や地域との連携を一層強化するとともに、自発的な活動を推進するしくみづくりに努めます。
- 「人権を確かめあう日磯城郡集会」及び「人権を確かめあう町民の集い」などの啓発活動や研修の実施により、住民意識の高揚を図るとともに、職員や関係機関においても人権意識の高揚に努めます。また、住民ニーズの把握に努め、時代潮流に応じたイベントづくりを進めます。
- 各種団体への支援や人権教育地区別懇談会等の開催、参加促進を通じて、人権の観点から住みよいまちづくりをめざします。

イ 情報発信の充実

- 住民の人権尊重意識の高揚のため、あらゆる機会を捉えた情報発信に努めます。

ウ 人権相談の充実

○各種団体と連携を図った人権相談の周知を図るとともに、地域の実情に応じた相談体制の充実を図ります。

⑥男女共同参画社会の実現

ア 情報発信・啓発活動の推進

○家庭や地域、職場等、あらゆる場面における男女共同参画意識の浸透を促すため、継続的な広報・啓発を行います。

イ 社会参加の拡大

○行政問題に対する審議や協議等、政策決定への女性の参加機会を増やします。

○男女雇用機会均等法や女性活躍推進法に基づき、女性の登用を進めるとともに、仕事と生活の調和を図れる就労環境の整備に取り組みます。

ウ DV被害者支援体制の充実

○関係機関の連携強化を図るとともに、DVに関する相談体制、被害者支援の充実を図ります。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項		DX推進事業	三宅町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

三宅町公共施設等総合管理計画の基本方針である「公共建築物保有量の適正化」、「長寿命化の推進」、「維持管理費用の縮減」、「効率的な利活用の推進」との整合を図りながら、適正な公共施設の整備を実施します。

事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
1. 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住	移住定住促進事業（住宅取得支援分）	三宅町	人口増	
		移住定住促進事業（結婚新生活支援事業分）	三宅町	人口増	
		移住定住促進事業（就業・起業支援事業分）	三宅町	人口増	
	人材育成	外部人材活用事業	三宅町	職員の質向上	
		地域おこし協力隊活動補助金	三宅町	関係人口増	
2. 産業の振興	企業誘致	企業立地促進奨励金交付事業	三宅町	企業誘致	
	その他	公園長寿命化修繕計画（更新）	三宅町	適正管理	
		ローカルスタートアップ事業	三宅町	起業促進	
3. 地域における 情報化	その他	広報力アップ事業	三宅町	関係人口増	
4. 交通施設の整 備、交通手段の 確保	公共交通	地域公共交通事業	三宅町	社会福祉の充実	
	その他	町道整備事業（道路路面性状調査、予備設計、交通安全対策等の詳細設計、家屋事前調査等）	三宅町	適正管理・生活環境の充実	
		橋梁点検 72 橋	三宅町	適正管理	
		橋梁長寿命化計画策定	三宅町	生活環境の充実	
		近鉄石見駅周辺まちづくり連携協定事業	三宅町	生活環境の充実	
		都市計画マスタープラン見直し	三宅町	生活環境の充実	
		地区計画策定（石見地区）	三宅町	生活環境の充実	
		道路台帳整備事業	三宅町	適正管理	
		大和平野中央プロジェクト推進事業	三宅町	生活環境の充実	
5. 生活環境の整 備	防災・防犯	防犯カメラ設置事業補助金	三宅町	生活環境の充実	
	その他	空家対策事業	三宅町	生活環境の充実	
		老朽危険空き家解体事業	三宅町	生活環境の充実	
		財産管理（総合センター解体工事）	三宅町	生活環境の充実	
		公営住宅等長寿命化計画	三宅町	適正管理	
		公営住宅マネジメント事業	三宅町	適正管理	
		災害に強い町づくり事業	三宅町	防災	
		Web 版洪水ハザードマップ更新業務	三宅町	防災	

6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	児童福祉	乳幼児医療費助成事業	三宅町	子育て支援の充実
		ひとり親家庭等医療費助成事業	三宅町	子育て支援の充実
		病児保育・病後児保育事業	三宅町	子育て支援の充実
		みやげ子ども・子育て応援事業	三宅町	子育て支援の充実
		母子保健事業	三宅町	子育て支援の充実
		みやげまちいく（育）パートナーシップ事業	三宅町	子育て支援の充実
		子育て包括支援事業	三宅町	子育て支援の充実
		保育料無償化事業	三宅町	子育て支援の充実
		子ども子育て支援事業計画策定事業	三宅町	子育て支援の充実
		高齢者・障害者福祉	心身障害者医療費助成事業	三宅町
	精神障害者医療費助成事業		三宅町	障害福祉の充実
	老人医療費助成事業		三宅町	障害福祉の充実
	障害者計画策定事業		三宅町	障害福祉の充実
	地域生活支援事業		三宅町	障害福祉の充実
	健康づくり	高齢者地域活動推進事業	三宅町	高齢者福祉の充実
介護保険事業計画策定事業		三宅町	高齢者福祉の充実	
三宅町保健事業計画策定事業		三宅町	健康増進	
健康増進事業		三宅町	健康増進	
健康づくり事業		三宅町	健康増進	
その他	地域福祉計画策定事業	三宅町	地域福祉の充実	
	社会福祉施設改修・整備事業	三宅町	地域福祉の充実	
7. 医療の確保	自治体病院	磯城休日応急診療所運営負担金	三宅町	医療体制の充実
		民間病院	桜井地区病院群輪番制病院運営費	三宅町
	民間病院	小児深夜診療負担金	三宅町	医療体制の充実
		産婦人科一次救急負担金	三宅町	医療体制の充実
8. 教育の振興	義務教育	外国語指導助手（ALT）派遣事業	三宅町	学校教育の充実
	その他	地域コミュニティー事業	三宅町	社会教育の充実
		図書運営	三宅町	社会教育の充実
		交流まちづくりセンター施設管理	三宅町	社会教育の充実
		地産地消・食育推進事業（給食室設備整備含む）	三宅町	社会教育の充実
		幼稚園及び小学校の教育充実と環境向上事業	三宅町	その他

12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項		DX推進事業	三宅町	行政サービスの向上
-------------------------	--	--------	-----	-----------

本町の過疎地域持続的発展特別事業分については、効果が一過性ではなく、将来に効果が及ぶものを記載しています。

三宅町過疎地域持続的発展計画

令和8年3月

発行 三宅町

編集 総務部地域共創局 経営戦略課

〒636-0213

奈良県磯城郡三宅町大字伴堂 689 番地

HP <http://www.town.miyake.lg.jp/>

TEL 0745-44-3070

FAX 0745-43-0922